

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画（案）

2024（令和6）年度

古賀市

はじめに

世界人権宣言では、「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」と示されています。

しかし、国際社会においては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、イスラエルとハマスの紛争など「最大の差別であり最大の人権侵害」とされている戦争が、今もなお続いており、罪のない数多くの尊い人命が奪われている状況です。

また、我が国においては、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震における避難生活が長期化しております。

人権とは、すべての人が生まれながらにもっている、幸福な生活を営むために欠かすことのできない固有の権利であって、将来にわたって保障されるべき権利です。紛争や災害時においても、生活のあらゆる場面においても優先されるべきものでなくてはなりません。

しかし、今日に至ってもなお、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対する人権侵害事象は後を絶たず、スマートフォンや SNS の普及に伴うインターネット上のプライバシーの侵害や誹謗中傷等、社会情勢の変化に伴い、人権を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、それらの人権課題の解決は、国民一人ひとりの課題でもあります。

本市においては、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、誰もが心豊かに暮らすことのできる「いのち輝くまちこが」の実現を目標に、さまざまな人権課題の解決に向け、一步一步着実に施策を実施してきました。

1995（平成7）年には「すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町（当時）とする」とした『「人権擁護古賀町」宣言に関する決議』が、議会において全会一致で可決され、2001（平成13）年には、「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」を策定し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて教育・啓発活動の取組を進めてきました。そして、2007（平成19）年に、行政全部局の連携の下、市民と行政が一体となりあらゆる人権問題の解決をめざす総合的な人権施策の展開を図る必要があることから、「古賀市人権施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、すべての施策の基軸に据えました。今後もこの基本指針を本市における「憲法」に位置づけ、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会や場を通じ、人権施策を総合的に推進していきます。

また、「基本指針」の策定以降、毎年度この指針に基づいて「実施計画」を定め、人権の視点を強く意識した各種事業を展開してきました。今後も引き続き、「実施計画」に基づいて実施した事業の実績を検証や分析をしながら、さらなる改善を重ね、市民一人ひとりの人権が守られる社会の実現をめざしていきます。

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

— 目 次 —

1	実施計画策定の背景	1
2	2023(令和5)年度の実施計画の評価について	2
3	2024(令和6)年度の実施計画について	4
4	古賀市人権施策体系表	5
5	2024(令和6)年度の実施計画の方向性	12
6	2023(令和5)年度→2024(令和6)年度の実施事業一覧	13
7	実施計画シート	15
8	第5次古賀市総合計画基本構想に基づく政策体系図	75

1. 実施計画策定の背景

第2次世界大戦後の1948（昭和23）年12月10日、国際連合は世界の諸国が尊重すべき「人権」の内容を明確にした『世界人権宣言』を採択し、この日を「人権デー」と定めたことで、以降、世界各地でさまざまな人権活動を推進するための諸行事が行われてきました。

また、2015（平成27）年に開かれた国連総会において、2030（令和12）年までに国際社会が一丸となって達成すべき目標を採択しました。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題された計画文書の前文には、「誰一人取り残さない」という言葉が謳われています。人権の保障が以前にも増して重要な国際課題となっている現在、SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）によって「すべての人々の人権を実現」という目標が示されたことは、きわめて画期的なことです。このような世界的な人権尊重の機運をさらに高めていくためには、ここで示された目標を達成するための具体的施策を実行することであり、私たち一人ひとりの理解と行動にかかっているとと言えます。

日本国内においては、わが国固有の人権問題である部落差別（同和問題）を解決するため、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申をふまえ、1969（昭和44）年に制定された同和对策事業特別措置法の施行により、同和地区の環境改善をはじめ、教育や就労などの格差解消に向けた施策が集中的に取り組みられました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、法律の名称を変えつつ残された課題の解決を図るため進められた特別措置は、2度にわたり延長された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効によって終了し、一般対策の中で取り組まれることとなりました。その後は、人権教育・啓発の重要性があらためて認識されるとともに、人権侵害救済のあり方などについて議論がなされるようになりました。

高度情報化社会の進展に伴う新たな人権侵害事象として、インターネットの匿名性を悪用した差別書き込みや誹謗中傷、個人情報の暴露等が氾濫するなど、新たな社会問題も発生してきました。このような状況の変化等を背景に、2016（平成28）年には、人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、個別の人権課題解消に向けた法整備が飛躍的に進みました。

特に、部落差別解消推進法は、法律名に部落差別という言葉が入った初の恒久法であり、今日においてもなお部落差別が存在していることを認めるとともに、部落差別は許されないものであることを明確にしました。これにより、相談体制の充実や教育・啓発

の推進、部落差別の実態に係る調査の実施など、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたうえで、それぞれが連携して具体的な施策を講ずるよう明記されました。

法務省人権擁護機関による2023（令和5）年における「人権侵犯事件」への取り組み状況によると、新規に救済手続開始を行った件数は減少傾向が続いていましたが、2023（令和5）年に8,962件（前年7,859件）と増加に転じました。増加の要因として、新型コロナウイルス感染症のいわゆる感染症法上の位置付けの変更などにより、人と人との接触の機会が増えていることなどの影響が考えられます。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は2023（令和5）年に1,824件（前年1,721件）、このうち、プライバシー侵害事案が542件、識別情報の摘示事案が430件、名誉棄損事案が415件と全体の78%を占めています。また、被害者からの申告に基づき人権擁護機関からプロバイダ等に削除要請をした件数は、449件（前年533件）でした。

本市が2020（令和2）年度に実施した「古賀市人権に関する市民意識調査」においても、市民の関心度が最も高かった人権問題は「インターネット等による人権問題」で52.9%（前回34.8%）でした。加えて、「インターネットに関することで、特に人権問題であると思うこと」の設問では、「匿名性を悪用し、他人を中傷したり誤った情報を掲載したりしていること」が82.5%と最も回答の割合が高く、インターネットの普及によって差別の形態が変化し、ネット社会における人権侵害が深刻化している状況がうかがえます。

このような人権に関する現状および実態を十分認識し、引き続き全庁的に人権施策を推進していくため、本実施計画を策定しました。

2. 2023（令和5）年度の実施計画の評価について

2023（令和5）年度においては、個別の人権問題を部落差別（同和問題）や女性、障がい者など全12項目に分類したうえで、それぞれの人権課題を解決していくことを念頭に、全庁的に事業展開を図りました。

その中で、部落差別（同和問題）の解決に向けた事業として計画していた、7月の同和問題啓発強調月間に合わせた「同和問題を考える市民のつどい」や、12月の人権尊重週間中に開催する「いのち輝くまち☆こが2023」では、当日参加できなかった方向けにアーカイブ配信を行うなど、一人でも多くの市民への人権教育および啓発につながるよう工夫して取り組みました。また、みんなの人権セミナーでは4年ぶりに人権フィールドワークを実施し、ハンセン病問題について学びを深めることができました。

6月のプライド月間においては、性の多様性への理解を深め誰もが生きやすい社会につなげることを目的に、前年度に引き続き市役所庁舎にレインボーフラッグや横断幕等を掲示するとともに、LGBTQなど性的マイノリティの当事者のメッセージを紹介する「OUT IN JAPAN」を開催しました。また、誰もが大切なパートナーと共にその人らしく

人生を歩んでいけるよう、性的マイノリティのカップルや事実婚の関係にある人たちを支援する取り組みとして、2021（令和3）年7月1日から性的マイノリティのカップルや事実婚の当事者だけでなく、その子どもを含めた家族の関係を公的に証明する「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を行っています。市広報紙や市ホームページ等で広く周知を図るとともに、性的マイノリティに対する理解を促進するための事業に取り組みました。

子どもの人権を守る取組としては、他機関との連携を緊密にするなど、家庭・児童に関する相談・支援体制を充実したことで、相談件数の増加及び早期発見・早期対応につなげることができました。また、コロナ禍を経て小学校区3校区で通学合宿を再開すると共に、学童保育所との連携推進、各児童センターの特徴を生かした活動を実施する等、子どもたちの居場所づくりを充実させることで、子どもたちの見守りや保護者の負担軽減を図ることができました。2023（令和5年）11月には米多比児童館と教育支援センターの機能を集約した複合施設として、青柳児童センターを設置しました。

乳幼児親子交流・支援事業については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、利用者が大幅に増加し、乳幼児期に孤立しがちな親子の交流の場所となりました。また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にかけて、妊産婦と顔の見える信頼関係を築きながら、継続してきめ細かな保健指導・相談支援を行うことにより、妊産婦に寄り添った伴走型支援を行うことができました。

高齢者の人権を守る取組としては、市内の小中学校での「認知症サポーター養成講座」について、コロナ禍前の集団方式で実施することができ、延べサポーター数は昨年度から1,000人以上増え、13,003人まで拡大することができました。

また、高齢者の虐待、権利擁護、介護（予防）、成年後見制度の利用支援などを担う「地域包括支援センター」の社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が中心となって対応することで、高齢者やその家族が抱えるさまざまな悩み等の解決につなげることができました。2021（令和3）年からは「地域包括支援センター」を中学校区単位で市内3か所に設置し、医療や介護の専門職による高齢者の相談対応や支援の充実を図っております。センターの役割や支援内容について広く市民に知ってもらうため、地域でのつどいの場や出前講座、民生委員会での周知などに取り組みました。ひきこもりや8050問題等、複雑・多様化する課題や、コロナ禍の影響による経済的困窮状態が継続している人に寄り添った相談支援を行ったほか、コミュニティソーシャルワーカーを中学校区ごとに3名配置し、地域課題の把握、解決に向けた関係機関との連携強化も図っています。

障がい者の人権を守る取組としては、障がい者の雇用促進を図るため、引き続き就職にむけた研修及び職場体験の機会を提供したことで事業所への就労につなげることがで

きました。加えて、より良い就労支援ができるよう「支援者向けセミナー」を実施し、障がい福祉サービス事業所職員等のスキルアップにつなげる機会も提供できました。さらに、来所や電話等で本人やご家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら相談支援を実施しました。特に、2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会を定期開催し、情報や課題を共有して解決策を検討しています。

外国人の人権を守るための多文化共生推進事業として、対面とオンラインの両方で年87回の交流型日本語教室を開催しました。同教室のスタッフを地域の方が担うことで外国籍住民との交流が促進され、日本語だけではなく異文化理解が図られました。

また、関係者同士で顔の見える関係を構築し、協力連携していくために「古賀市多文化共生推進協議会」を開催したり、外国籍市民等の実情にあわせて相談ができるよう、LINE や Facebook など SNS を活用した相談体制を充実させたりするなど、外国籍市民が安心して暮らせるまちをめざすための事業に取り組みました。

3. 2024（令和6）年度の実施計画について

2024（令和6）年度に実施する各事業については、15ページ以降の「実施計画シート」に記載された「事業の成果・評価・課題」を十分ふまえ、当初予算に基づいて、「方向性」および「計画」を定めて実施することとしています。

新型コロナウイルス感染症が2023（令和5）年5月に感染症法上5類へと移行し、さまざまな事業が制約なく実施することが可能となりました。しかしながら、単純に従来の方法へ戻すのではなく、コロナ禍で得た学びをいかして創意工夫を凝らしながら実施していきます。

また、2022（令和4）年に改定した「古賀市人権施策基本指針」を、本市において取り組む人権施策の「憲法」と位置づけ、今後の人権施策を展開していきます。

4. 古賀市人権施策体系表

2024(令和6)年度の実施計画では、個別の人権問題を12項目に分類しています。これらの人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があると同時に、深層で強く結びついています。そのため、人権施策を実施するに当たっては、それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識のもとで、総合的かつ全庁的に取り組む必要があります。

こうしたことから、「古賀市人権施策体系表」を定め、体系的かつ計画的に人権施策を推進していきます。

項番	個別の人権問題の分類
1	部落差別（同和問題）
2	女性の人権問題
3	子どもの人権問題
4	高齢者の人権問題
5	障がい者の人権問題
6	外国人の人権問題
7	感染症患者等に関する人権問題
8	インターネットによる人権問題
9	犯罪被害者等に関する人権問題
10	災害に伴う人権問題
11	性的指向及び性自認（SOGI）に関する人権問題
12	さまざまな人権問題

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
1. 部落差別 （同和問題）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（H7） ○ 古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例（H9） ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12） ○ 部落差別の解消の推進に関する法律（H28） ○ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（H31） ○ 古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例（R2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所への同和地区照会差別事件 ○ インターネットのサイトにおいて、差別を扇動するような書き込み ○ 部落地名総鑑の復刻版販売差し止め ○ 同和関係団体を名乗り不当な要求をする。 =「えせ同和行為」 ○ 部落差別解消推進法を踏まえた自治体での条例化の動き ○ 中学校の教科書に「部落差別解消推進法」記載
	<p>施策の目的・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進める。 ○ すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進する。（古賀市職員同和問題研修テキスト作成）（H30） ○ 同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないよう、その取組について点検・評価を行う。 ○ インターネット上の書き込みについては、法務局・県・関係団体と情報を共有するとともに、悪質なものに対しては削除依頼等行う。 ○ 人権行政施策を推進していくために、法制度等の関係性や国内外の人権を取り巻く環境等について周知・啓発を行う。 	
2. 女性の 人権 問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法（S61） ○ 男女共同参画社会基本法（H11） ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（H13） ○ 福岡県男女共同参画推進条例（H13） ○ 古賀市男女平等をめざす基本条例（H16） ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H27） ○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（H30） ○ 困難な問題を抱えている女性を支援する法律（R4） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ モラルハラスメント ○ パワーハラスメント ○ セクシャルハラスメント ○ マタニティーハラスメント ○ パートナー等からの暴力 ○ ストーカー行為 ○ 性犯罪 ○ 労働施策総合推進法改正（R2） ○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正（R3） ○ 女性の職業生活における活躍推進に関する法律の改正（R4）
<p>施策の目的・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次古賀市男女共同参画計画後期実施計画（R3）に沿った事業を推進する。 ○ 女性の人権を踏みにじるセクハラ、DV、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努める。 ○ 相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努める。 ○ 教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努める。 		

古賀市人権施策体系表

主な根拠法令等		最近の社会事象等（法改正等）
3. 子どもの人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法(S23) ○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(H11) ○ 児童虐待の防止等に関する法律(H12) ○ 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(H21) ○ いじめ防止対策推進法(H25) ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H25) ○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(H28) ○ 古賀市子ども・子育て支援条例(H31) ○ 医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律(R3) ○ こども家庭庁設置法（R4） ○ 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例(R4) ○ 改正少年法(R4) ○ こども基本法、こども大綱（R5） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童買春、児童ポルノ等の氾濫 ○ 学校におけるいじめ ○ 家庭内における暴力 ○ 児童虐待 ○ 子どもの貧困問題 ○ 子ども食堂 ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正(R4) ○ 児童福祉法児童虐待の防止に関する法律の改正（R4） ○ 児童福祉法の一部を改正する法律案(ヤングケアラー支援法案)の国会提出（R4） ○ 民法改正による成年年齢18歳への引き下げ(R4)
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市子ども・子育て支援条例及び古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。 ○ 『古賀町（市）「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進する。 ○ いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図る。 ○ 「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めるとともに、関係機関と連携し、未然防止に努める。 ○ 子どもの貧困対策推進法に基づく「古賀市子どもの未来応援プラン」の具体化に取り組む。 ○ 子育て支援課を「子ども家庭センター」に改組。同センター内に「子ども・若者相談室」を設置し、妊産婦から青年期まで切れ目のない支援を行う。 		
主な根拠法令等		最近の社会事象等（法改正等）
4. 高齢者の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法(S38) ○ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(S46) ○ 高齢社会対策基本法(H7) ○ 介護保険法(H9) ○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18) ○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28) ○ 成年後見制度適正化法（R元） ○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（R3） ○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者への虐待 ○ 認知症高齢者の増加 ○ 孤独死の増加 ○ 振り込め詐欺被害の増加 ○ 高齢運転者の交通事故の多発 ○ 道路交通法の改正成立 （75歳以上の高齢者の安全対策・違反者への実車運転試験義務化など） ○ 認知症施策推進大綱（R元） ○ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正（R4）
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 高齢者への虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 認知症高齢者の早期発見と予防を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図る。 ○ 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努める。 		

古賀市人権施策体系表

		主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
5. 障 が い 者 の 人 権 問 題		<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者福祉法(S24) ○ 知的障害者福祉法(S35) ○ 障害者基本法(H5) ○ 古賀市障害者施策推進協議会設置条例(H11) ○ 発達障害者支援法(H17) ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(H24) ○ 障害者総合支援法(H25) ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H28) ○ 福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (H29) ○ 障害者読書環境推進法(R元) ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 (R4) ○ 障害者の法定雇用率の引き上げ (R6) ○ 障害者差別解消法の改正 (R6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等における障がい者への虐待 ○ 障がい者への差別発言 ○ 障がい者への暴言や嫌がらせ(ハラスメント) ○ 障がい者雇用者数の不適切計上問題 ○ 事業者による合理的配慮の提供が義務化 ○ 精神科病院内における障がい者への虐待
	施策の目的・方向性		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市障がい者基本計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努める。 ○ 公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。 ○ 「障がい」を表記する場合の基準制定。(R3) 		
6. 外 国 人 の 人 権 問 題		<ul style="list-style-type: none"> ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H28) =「ヘイトスピーチ解消法」 ○ 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針(福岡県) (H11) ○ 日本語教育の推進に関する法律 (R元) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在日コリアンへの差別事象 ○ 在日コリアンに対する差別を扇動する内容のビラのポスティング ○ 外国籍を理由とした社会的排除行為 ○ 外国人雇用問題の発生 ○ ヘイトスピーチによる人権侵害
	施策の目的・方向性		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り取り組む。 ○ 多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進める。 ○ すべての市民の生命・身体・財産を守るため、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する。 ○ 在日外国人の日常生活における制度上のさまざまな課題を解決するため調査・研究に努める。 ○ 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努める。 ○ 在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組む。 ○ まちづくり推進課に「国際交流・多文化共生係」を設置。(R2) 		

古賀市人権施策体系表

主な根拠法令等		最近の社会事象等（法改正等）
7. 感染症患者等に関する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H11) ○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(H21) ○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(H30) ○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（R元） ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（R5） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入店や宿泊などの拒否行為 ○ ハンセン病患者に対する国の隔離政策は憲法違反とした熊本地裁判決 ○ ハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などで行った「特別法廷」について、憲法違反であるとして最高裁が元患者に謝罪 ○ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等の人権侵害の発生 ○ シトラスリボン運動
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に関する偏見や差別の解消に向けた啓発や広報活動に取り組む。 ○ 感染症に関する正しい知識の普及を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症により発生した人権問題に対し、関係機関と連携の上で問題解決を図る。 	
主な根拠法令等		最近の社会事象等（法改正等）
8. インターネットによる人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(H13) ○ 人権教育・啓発に関する基本計画（法務省・文部科学省 閣議決定）(H14) ○ プロバイダー責任制限法（H14） ○ 改正プロバイダー責任制限法の成立（R3） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット掲示板や携帯電話メール等での特定の個人や集団を誹謗中傷による人権侵害事象や、差別を助長する表現、有害な情報等の掲載 ○ SNSによる有名人への誹謗中傷・人権侵害事象 ○ 差別的な編集による動画等の配信 ○ 根拠のないデマ情報、フェイクニュースの拡散
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努める。 ○ インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図る。 	

古賀市人権施策体系表

9. 犯罪被害者等に関する人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等基本法施行(H17) ○ 第4次犯罪被害者基本計画策定（R3） ○ 古賀市犯罪被害者等支援条例（R4） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道関係者による犯罪被害者やその家族に対する執拗な取材、プライバシー侵害、誤った報道 ○ 犯罪被害者本人に無断での、インターネットやSNSへの個人情報掲載
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の尊厳に配慮し、生活環境その他の状況に応じて、立場に配慮した適切な支援を関係機関等と連携協力して推進する。 ○ 犯罪被害者等がおかれている状況、名誉や生活の平穩への配慮の重要性に対する理解を深めるための啓発を推進する。 		
10. 災害に伴う人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法(S36) ○ 被災者生活再建支援法（H10） ○ 東日本大震災復興基本法(H23) ○ 福岡県地域防災計画の改定(R2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故に伴う風評被害 ○ 避難者に対する差別発言、暴言、嫌がらせ ○ 被災地で生産された農産物等の不買行動 ○ 熊本地震(H28) ○ 能登半島地震（R6）
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の「絆」を大切にすることを、学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、いのち輝くまちづくりに生かす。 ○ 風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題ではなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努める。 ○ 東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも教育・啓発の生きた教材として取り組む。 		

古賀市人権施策体系表

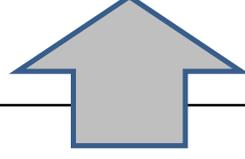
	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
11. 性的指向及び性に自認する（SOGI）問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(H16) ○ 性犯罪に関する改正刑法（H29） ○ 古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（R2） ○ 古賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（R3） ○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（R5） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別 ○ 職場や学校などで性の多様性の理解の動き ○ 「同性パートナーシップ条例」等の策定及び市町村連携を強化する自治体の動き ○ 同性婚を認めないのは違憲とする判決(札幌地裁) ○ 東京五輪の「多様性と調和」「ジェンダー平等」推進 ○ 制服・標準服の選択制の広がり ○ 自治体や企業等で性別記入欄を廃止する動き
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性的指向や性自認の人権問題について、教育・啓発活動を推進し、社会的な解決につなげていく。 ○ 性的少数者がさまざまな不安な気持ちを相談できる体制の整備を関係機関と連携する。 ○ 性の多様性に関する理解促進を図るため人権センターに「男女共同参画・多様性推進係」を設置(R2) 	
12. さまざまな人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法(S25) ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律(H12) ○ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(H14) ○ 犯罪被害者等基本法(H17) ○ 自殺対策基本法(H18) ○ 生活困窮者自立支援法(H27) ○ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(H30) ○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(R元) ○ 性的な姿勢を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿勢の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な手段による戸籍等の不正請求取得 ○ 「8050問題」と表現される中高年の引きこもり問題が、重要な社会問題と認識されてきている。 ○ 国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に関して取り組み始めた自治体が現れてきた。 ○ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(R4)
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。 ○ 職員への人権研修をさらに充実させ、人権意識の向上を図るとともに、確かな人権感覚を身につけ、さまざまな人権課題解決に向けて、先導的役割を果たせる資質を養う。 ○ 「古賀市いのち支える自殺対策計画」(R元)の具体化により、心の健康を支え自殺を予防する。 ○ 中高年の引きこもりや障がい者の親亡き後の生活の問題について、効果的な相談・支援の取組や周知方法について調査・研究する。 ○ 国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」について職員の認識を深め、施策への反映について研究する。 	

※（ ）は施行年

5. 2024(令和6)年度の実施計画の方向性

古賀市人権施策基本指針	
人権施策の基本理念	個別の人権問題
「人間の尊厳」	①部落差別（同和問題） ②女性の人権問題 ③子どもの人権問題 ④高齢者の人権問題 ⑤障がい者の人権問題 ⑥外国人の人権問題 ⑦感染症患者等に関する人権問題 ⑧インターネットによる人権問題 ⑨犯罪被害者等に関する人権問題 ⑩災害に伴う人権問題 ⑪性的指向及び性自認(SOGI)に関する人権問題 ⑫さまざまな人権問題
「自立」	
「自己実現」	
「交流」	
「共生・共働」	
古賀市がめざす「いのち輝くまちこが」は、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らせる地域社会を実現することにある。そのためには、すべての人権施策は、古賀市人権施策基本指針の基本理念に基づく。	それぞれの人権問題が抱える固有の経過や現状を踏まえ、すべての市民の人権確立をめざし、各部署において策定した個別計画に基づき施策の推進を図る。

人権に関する市民意識調査から見えてきた人権課題
○人権侵害の救済 ○教育 ○啓発 ○環境づくり
現状把握による人権課題の明確化と共通認識。「古賀市民の人権に関する市民意識調査」から見えてきた共通課題を視点に据え、総合行政で取り組む。



2024(令和6)年度実施計画
○基本事業 47 事業
「人権施策基本指針」に基づき、古賀市民の人権意識の傾向を把握し、各課連携し積極的に人権施策を行い、「いのち輝くまちこが」をめざす。

6. 2023（令和5）年度→2024（令和6）年度の実施事業一覧表

ページ	政策体系図	所管課	個別の人権課題の分類												人権課題						
			2023年度 令和5年度		2024年度 令和6年度		1 同和 問題	2 女性	3 子ども	4 高齢 者	5 障がい 者	6 外国人	7 感染 症	8 イン ター ネット	9 犯罪 被害 者等	10 災害 に伴う	11 性	12 さま ざま	人権 侵害 の救 済	教育啓発	環境 づくり
			2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度															
15	I-1-1-1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
16	I-1-1-1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
17	I-1-1-2	乳幼児親子交流・支援事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
18	I-1-1-2	乳幼児親子交流・支援事業	青少年育成課	青少年育成課																	
19	I-1-1-3	子ども発達支援事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
20	I-1-1-4	児童権利擁護事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
22	I-1-2-2	ひとり親家庭等支援事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
23	I-1-2-4	修学支援事業	学校教育課	学校教育課																	
24	I-1-3-1	幼児教育・保育提供事業	子育て支援課	子ども家庭センター																	
25	I-2-1-1	学力・体力向上推進事業	学校教育課	学校教育課																	
26	I-2-1-2	学校・地域連携推進事業	学校教育課	学校教育課																	
27	I-2-1-3	特別支援教育推進事業	学校教育課	学校教育課																	
28	I-2-1-4	学習支援体制充実事業	学校教育課	学校教育課																	
29	I-2-1-5	学校運営事業	学校教育課	学校教育課																	
30	I-3-1-1	青少年健全育成対策事業	青少年育成課	子ども家庭センター																	
31	I-3-1-2	青少年育成活動推進事業	青少年育成課	青少年育成課																	
32	I-3-1-3	児童館管理運営事業	青少年育成課	青少年育成課																	
33	I-3-1-4	学童保育所管理運営事業	青少年育成課	青少年育成課																	
34	I-3-1-5	スタントアロン支援事業	隣保館	隣保館																	
35	I-3-6-1	生涯学習推進事業	生涯学習推進課	生涯学習推進課																	
36	I-4-1-1	人権意識向上事業	商工政策課	商工政策課																	
37	I-4-1-1	人権意識向上事業	農林振興課	農林振興課																	
38	I-4-1-1	人権意識向上事業	人権センター	人権センター																	
41	I-4-1-1	人権意識向上事業	隣保館	隣保館																	
45	I-4-1-2	人権擁護事業	隣保館	隣保館																	
46	I-4-1-2	人権擁護事業	人権センター	人権センター																	
47	I-4-1-3	人権関連施設管理事業	隣保館	隣保館																	
48	I-4-2-1	性の多様性尊重事業	人権センター	人権センター																	

7. 実施計画シート

個別の人権問題	2・3・6			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ページ}
	1	1	1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画				
基本事業の概要	妊婦とその家族の妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦教室を開催し、正しい知識や情報を提供し安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう支援する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 妊娠期支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付した。 母子健康手帳交付時に、妊娠に伴う疾病予防に努めるために、アンケートを実施することで妊婦の状況を把握し、適切な支援を実施した。			
	(人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	母子健康手帳交付	430	414	352
	妊娠中期妊婦教室参加者	4	9	13
	妊娠後期妊婦教室参加者	5	16	17
	○ 平成26年度から妊娠後期妊婦教室(妊娠22週以降の妊婦対象)を福岡女学院看護大学と共催で実施している。			
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 令和元年度から子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する支援をワンストップで行い、切れ目ない支援のため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、きめ細かな相談支援等に努めた。			
	○ 母子手帳交付時に、妊婦に対し産前・産後についての説明・面談・アンケートを行い、ハイリスク妊婦等の把握に務め、伴走支援を実施した。 ○ 支援を必要とするハイリスク妊婦等に対しては、関係機関と連携し適切な支援を行った。			
	【課題】			
	● ハイリスク妊婦等に対応するため、今後も妊娠期から子育て期までの支援を強化する体制づくりを推進する必要がある。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 妊婦が安心して出産できるよう、必要に応じて支援プランを策定し充実した支援を継続して実施。			
計画	○ 妊娠初期妊婦：母子手帳交付時に必要に応じ支援プラン等を策定し、妊娠・子育て支援に関する情報提供とフォローが必要な妊婦を把握する。			
	○ 中期妊婦教室：6回実施予定			
	○ 後期妊婦教室：5回実施予定			
	○ 子ども家庭センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施。			

個別の人権問題	3			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^ハ ・ ^シ
	1	1	1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画				
基本事業の概要	保健師、助産師、保育士が各家庭を訪問し、育児の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止を図ることで、子どもが健やかに成長できる環境整備を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 産前・産後支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 妊娠後期から出産後概ね1年までの妊産婦(初産婦及び経産婦希望者)の家庭を助産師、保健師、保育士が訪問し、妊娠後期の過ごし方、出産準備や育児のサポートを実施した。												
	・産前・産後訪問 (世帯)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問世帯数</td> <td>208</td> <td>194</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	訪問世帯数	208	194	191				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
訪問世帯数	208	194	191										
○ 概ね生後2か月の赤ちゃんのいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士のスタッフが訪問し、乳児の身体測定、発達チェック、予防接種や健診のスケジュール、市の子育て支援情報等を提供するとともに、保護者からの相談を受け、適切な支援・助言を実施した。また、子どもの誕生を社会全体で祝福するため、「うまれてきてくれてありがとうBOX～こがたからばこ～」を贈った。													
事業の成果・評価・課題	・乳児家庭全戸訪問 (件)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象件数</td> <td>443</td> <td>419</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>439</td> <td>417</td> <td>381</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象件数	443	419	384	実施件数	439	417	381
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
	対象件数	443	419	384									
実施件数	439	417	381										
・養育支援訪問(再訪問) (世帯)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問世帯数</td> <td>278</td> <td>284</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	訪問世帯数	278	284	223					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
訪問世帯数	278	284	223										
【成果・評価】	○ 産前・産後訪問では、妊娠期から顔の見える信頼関係を築きSOSを出しやすい環境を作ること適切な支援につなぐことができた。												
	○ 乳児家庭全戸訪問は99.2%の訪問率で実施し、子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をすることができた。												
	○ 乳児家庭全戸訪問では、支援が必要と思われる家庭や、保護者から相談があった家庭については、再訪問を行い適切な支援につなぐことができた。												
	○ 地域全体で社会の宝である子どもの誕生をお祝いし、すべての子どもと子育て家庭を支える思いを伝えることができた。												
【課題】	● 個々の家庭に応じた支援ができるよう、引き続きスタッフ間で情報を共有し、養育支援訪問を実施していく必要がある。												

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 母子の健康状態の確認や子育て情報の提供等に努め、子育てに対する孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。
計画	○ 助産師、保健師、保育士が妊娠後期から出産後概ね1年までの妊産婦(初産婦及び経産婦希望者)の家庭訪問を実施。 ○ 保健師、助産師、保育士が概ね生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を実施するとともに、「うまれてきてくれてありがとうBOX～こがたからばこ～」を贈る。

個別の人権問題	2・3			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ページ}
	1	1	1	乳幼児親子交流・支援事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画				
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、全ての児童は適切に養育され、愛され、保護されること、また児童の心身の健やかな成長が図られることを目的に保護者の育児力を支援する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 乳幼児親子交流・支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 子育て中の親子の居場所をつくり、子育て家庭の不安感や孤立感の軽減や、母子の愛着形成を図るため、各種子育て支援事業を実施した。			
	・ IPPOプログラム事業			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数(クール)	5	5	5
	参加組数(組)	35	39	43
	※6回/クール、定員12組			
	・ つどいの広場事業 (人)			
	(親子利用者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	でんでんむし利用者(人)	6,122	6,103	10,122
	・ ミニつどいの広場事業 (人)			
	(親子利用者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ミニつどいの広場	1,808	1,619	2,407
	・ その他の広場 (人)			
	(親子利用者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ブックスタート	187	255	323
わんぱくタイム	365	409	1,240	
1歳誕生広場事業	111	136	184	
2歳元気っこ広場	87	147	176	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ IPPOプログラム事業が実践的体験型の講座で、母子愛着形成につながりやすく、母親の育児に対する不安解消にもつながっており、受講後自主的に母親同士が集うなど、育児の孤立感や不安感の軽減を図ることができた。			
	○ 乳幼児親子向けの月齢に応じた様々な事業を実施し、多くの親子に居場所を提供することにより親子の交流を促進することができた。			
【課題】				
● 支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく必要がある。				
● 男性の育児参加をより促進していく必要がある。				

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ IPPO事業では、父親の育児参加や父親の子どもに対する愛着形成を図るために、父親が参加するパパIPPOを実施し、父親の育児参加を促す。		
	○ 引き続き、乳幼児親子が気軽に利用できる居場所を継続的に提供していく。		
計画	○ 1年間を通じて月齢に応じた事業を実施する。		

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	1	1	乳幼児親子交流・支援事業	29
個別計画					
基本事業の概要	地域における乳幼児親子の居場所を提供し、乳幼児親子の相談や交流、子育て支援情報の発信、地域の中で子育ての応援ができる体制の構築を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 地域乳幼児親子交流・支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 児童館・児童センターで、乳幼児親子が楽しく過ごし交流できる乳幼児事業を行った。			
	・ 乳幼児事業利用者数(乳幼児と保護者の延べ参加人数) (人)			
	児童館・児童センター	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	米多比児童館	266	1,241	547
	青柳児童センター			371
	千鳥児童センター	187	266	262
	ししぶ児童センター	87	121	75
	・ 乳幼児事業実施回数 (回)			
	児童館・児童センター	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	米多比児童館	12	39	16
青柳児童センター			13	
千鳥児童センター	11	11	12	
ししぶ児童センター	9	10	8	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 乳幼児事業の申込方法として新たにLINEによる申込を導入することで、乳幼児保護者の利便性向上に寄与した。			
	○ 乳幼児事業実施にあたり、保護者への声かけや話す機会を多くもつようにし、困りごとや悩みを話しやすい環境づくりを行った。			
事業の成果・評価・課題	【課題】			
	● 現在は青柳児童センターの職員が他の児童センターの乳幼児事業にも参加して実施しており、負担の軽減が課題となっている。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 乳幼児親子の「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信し、乳幼児親子の相談や交流事業を行う。		
計画	○ 各児童センターに保育士資格を持つ職員を配置し、乳幼児事業を毎月企画し、年間を通して実施する。		
	○ 各児童センターで年1回、講師を招き、乳幼児と一緒に楽しめたり、乳幼児を預けて保護者が参加できる「子育て支援講座」を実施する。		

個別の人権問題	3・5			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	1	1	子ども発達支援事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画、障がい者基本計画				
基本事業の概要	発達障害者支援法及び古賀市障がい者基本計画に基づき、就学前乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・検査・紹介などを行い、適切な療育・育児援助を受けてもらうことで子どもの健やかな育ちを支援する。また、支援者に対する支援を実施する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 子ども発達支援事業 2 3 4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 子ども発達支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の保育所等や幼稚園を各園原則年3回巡回訪問し、発達分野での支援が必要な児童に対し、適切な支援方法について助言等や情報共有を行った。また、療育研修会を実施し、各施設職員の療育に関するスキルアップを図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回相談(延人数)</td> <td>254</td> <td>303</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>療育研修会(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関するさまざまな相談に対応した。医学的視点を持つために、医師による健診を月1回実施した。 保護者が安心して小学校入学を迎えることができるよう「年長児保護者勉強会」を実施した。また今年度から年中児の保護者対象の勉強会も実施している。 発達に課題のある乳幼児に適切な指導を行うとともに、児童の発達に関して不安や悩みを抱えている保護者の支援を行った。 		令和3年度	令和4年度	令和5年度	巡回相談(延人数)	254	303	322	療育研修会(回)	1	1	1
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
巡回相談(延人数)	254	303	322										
療育研修会(回)	1	1	1										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談や療育研修会を実施することで、保育所等や幼稚園の保育士等に対する支援を行った。 さまざまな発達の相談に対応しているが、養育等に問題があるケースについては、家庭児童相談室及び課内で情報を共有し、見守りを行った。 乳幼児健診フォローを丁寧に行うことで、発達に課題のある子どもの早期発見・早期介入ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こども発達ルームから所属園や障がい福祉サービス事業所、小学校等へ確実につなぎ、切れ目のない支援を行う必要がある。 												

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<p>○ 子どもの特性を早期発見し、適切な支援につなげていくため、子どもの療育に精通し、発達支援に関し経験豊富な事業者へ引き続き委託を行い、住民のニーズに合ったサービスを提供するとともに、さらなる支援体制の充実を図る。</p>
計画	<p>○ 児童の支援者である保育所等や幼稚園の保育士等への研修を充実する。</p> <p>○ 就学先である小学校をはじめ、保育所等や幼稚園、障がい福祉サービス事業所とより緊密な連携体制を構築する。</p>

個別の人権問題	3			人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ページ}
	1	1	1	児童権利擁護事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画				
基本事業の概要	児童の養育等に関する悩みの解決を図るため、家庭児童相談や要保護児童等の支援を適切に行うとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、緊急時の一時保護等により児童の最善の利益を保障する支援を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 児童権利擁護事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 家庭児童相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員を配置し、家庭・児童に関する相談・支援体制を充実し、他機関との連携を図った。 子ども家庭係の相談件数(児童相談) (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数(実人数)</td> <td>291</td> <td>371</td> <td>393</td> <td rowspan="2">※関係機関との情報共有や重複する兄弟児の相談は除いた件数とする</td> </tr> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>1,962</td> <td>2,578</td> <td>3,022</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭相談システムで相談者の経過記録を詳細に管理し、正確な情報共有と適切な支援につなげることができた。また、ケース管理に対する職員の意識が高まり、対応の詳細を逐次入力管理できた。 「NP(ノーバディーズ・パーフェクトプログラム)」をサンコスモ古賀で実施し、11名の参加があった。 						令和3年度	令和4年度	令和5年度		相談者数(実人数)	291	371	393	※関係機関との情報共有や重複する兄弟児の相談は除いた件数とする	相談件数(延)	1,962	2,578	3,022
		令和3年度	令和4年度	令和5年度																
	相談者数(実人数)	291	371	393	※関係機関との情報共有や重複する兄弟児の相談は除いた件数とする															
	相談件数(延)	1,962	2,578	3,022																
	○ 要保護児童等対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関によるケース検討等を行いながら最善の支援を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(実務者会議)</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応ケース数(延)</td> <td>680</td> <td>687</td> <td>464</td> <td>※令和5年度より実務者会議の開催方法を変更しており、開催回数が減少している。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭相談システムで、相談者の経過記録を詳細に管理できたことで、正確な資料に基づいたケース会議が開催でき、迅速な支援につなげることができた。 児童虐待防止啓発事業として、11月の児童虐待防止月間に、市内小中学校の保護者へ一斉メールし、チラシを配布した。保育所等や幼稚園の保護者には、児童虐待防止啓発チラシを配布した。 各小中学校への訪問を行い、連携強化を図った。 					(実務者会議)	令和3年度	令和4年度	令和5年度		対応ケース数(延)	680	687	464	※令和5年度より実務者会議の開催方法を変更しており、開催回数が減少している。				
	(実務者会議)	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
	対応ケース数(延)	680	687	464	※令和5年度より実務者会議の開催方法を変更しており、開催回数が減少している。															
	○ 子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が、出産、傷病などの理由で児童の養育が困難となった際、児童養護施設など保護を適切に行うことができる委託施設において養育・保護を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日)</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>						令和3年度	令和4年度	令和5年度	利用者数(人)	0	8	7	利用延日数(日)	0	44	32		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度																
	利用者数(人)	0	8	7																
利用延日数(日)	0	44	32																	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																			
	○ 保育所等・幼稚園・学校との連携を緊密にするなど、相談・支援体制を充実したことで要保護、要支援児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。																			
	○ 相談件数が増加し、相談内容が複雑かつ多岐にわたることから、児童相談所での実務経験が豊富で専門的知識を有したスーパーバイザー1名を引き続き配置した。																			
	○ 児童家庭相談システムで、相談者の経過記録等を適切に管理できた。																			
	○ 短期入所については、出産や保護者の入院等により、7人の利用があった。今後もレスパイト目的等で利用が想定される。																			
○ 相談者に対する制度や支援内容紹介の他、市ホームページや子育てBOOK、福祉のしおり等で事業の周知を行うことができた。																				
【課題】																				
● 引き続き個々の相談記録等の管理を徹底し、適切な支援を実施していく必要がある。																				
● 令和6年度より「子ども・若者相談室」が設置されるため、関係機関等への周知が必要である。																				

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童に関する相談等は、複雑で処遇困難なケースが増加傾向にあり、関係機関の協力なくして支援・解決が困難である。今後も関係機関等との連携を緊密にし適切な支援につなげる。 ○ 母子保健と児相福祉、教育分野で更なる連携を図り、妊産婦から青年期まで切れ目ない支援を行っていく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童の適切な保護・支援をはじめ、早期発見・早期対応を図るために、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化していく。 ○ 令和6年度から子ども家庭センターが設置され、その1つの機能として、子どもに関する相談窓口をワンストップ化する「子ども・若者相談室」を設置する。

個別の人権問題	2・3			人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	1	2	ひとり親家庭等支援事業	29
個別計画	子ども・子育て支援事業計画				
基本事業の概要	ひとり親家庭等に対し、各種資金の貸付、給付金の支給等を行い、自立した生活を送ることにより児童の福祉の増進を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 ひとり親家庭等支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業								
	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業では、ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付の受付を実施した。								
	(県への進達) ※借用書の進達 (人)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付者数</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	貸付者数	6	2	1
	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
貸付者数	6	2	1						
事業の評価・成果・課題	○ 母子父子家庭自立支援給付金事業								
	・ 高等職業訓練促進給付金事業では、ひとり親家庭が就職に有利な資格を取得する際に、4年を上限に毎月訓練促進費等を支給した。								
	(人)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付者数</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	給付者数	6	11	7
	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
給付者数	6	11	7						
事業の評価・成果・課題	・ 自立支援教育訓練給付金事業では、母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成する。								
	(人)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成者数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	助成者数	2	0	0
		令和3年度	令和4年度	令和5年度					
助成者数	2	0	0						
【成果・評価】									
○ 支援を必要としている市民に対し、適切な支援を行うことができた。									
○ 窓口相談の他、市広報等にて周知することができた。									
【課題】									
● 引き続き支援が必要な市民に対し、確実に制度を周知できるよう、情報提供のあり方について検討する必要がある。									

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ ひとり親家庭等の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るために重要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ 市の広報、ホームページをはじめ、子育てBOOK、福祉のしおり等、さまざまな手法を用いて事業の内容を周知するとともに、相談体制を充実させ、ひとり親が安心して生活できるよう支援する。

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	1	2	修学支援事業	29
個別計画					
基本事業の概要	経済的理由で小中学校への就学や高等学校、専修学校等への進学が困難な児童生徒の保護者等を対象に、財政的支援を行うことで児童生徒の進路実現を支え、学ぶ権利の保障を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 修学・進学等支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学3年生の保護者に対し、各学校を通じて高等学校等入学支援金の案内通知を配布するとともに市公式ホームページに掲載するなど、広く市民へ周知した。 <p style="text-align: center;">支給額：公立高校 40,000円、私立高校 55,000円 (人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支給者数</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校進学者</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>私立高校進学者</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>私立高校専願進学者</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新入生に対しては就学時健診、入学説明会及び入学式の際に就学援助に関する資料を配布し、就学援助制度の周知を図った。また、学校における高等学校入学支援金の周知後の転入者に対しては、市民国保課での転入手続の際にパンフレットを交付し、周知に努めた。 	支給者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	公立高校進学者	28	30	35	私立高校進学者	15	12	10	私立高校専願進学者	17	21	16
	支給者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
公立高校進学者	28	30	35														
私立高校進学者	15	12	10														
私立高校専願進学者	17	21	16														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助について、申請者及び認定者ともに、令和5年度の全体に対して9割以上が年度当初からの受給をしており、周知が徹底されていると考える。 ○ 物価高騰対策として就学援助の受給対象世帯を世帯収入が生活保護基準額の1.3倍以内から1.5倍以内へ拡大したことにより、児童生徒の学ぶ権利の保障を図れたものとする。 ○ 高等学校等入学支援金によって、経済的理由で進学を断念することがないように支援ができ、将来の就労や夢を見据えた進路実現を支えることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請漏れを防ぐための取組を継続して行う必要がある。 																

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修学や進学を希望するすべての児童生徒の教育を受ける権利の保障及び進路保障のために継続して実施し、広く支援を行う。 物価高騰対策として実施していた就学援助受給対象世帯の拡大については、令和6年度は国による定額減税や児童手当受給対象者の拡大により生活保護基準額の1.3倍以内に戻す。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請漏れがないように、各中学校との連携、行事予定表・市公式ホームページなど広報を通じた周知を計画的に行う。 ○ 古賀市学校人権教育研究協議会と連携して、古賀市教育委員会版「夢をあきらめないで」(リーフレット)の改編作業を行う。

個別の人権問題	3			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	1	3	幼児教育・保育提供事業	29
個別計画					
基本事業の概要	地域の住民及び保育所児童を対象に、保育所を地域資源として活用することで、児童の福祉向上を図っていく。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 保育サービス提供事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 保育実習生を受け入れた。			
		令和3年度	令和4年度	令和5年
	実習回数	6回	11回	10回
	○ 地域の福祉会と七夕会と交流会を実施し、歌を歌ったり願い事を短冊に書くなど、交流を実施した。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交流回数	2回	1回	2回	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 実習生に対し子どもの安全を十分確保するよう指導し、子どもたちと関わる中で、一人ひとりを大切にすることや、思いやりを持つことなど、実習生が人権保育や保育環境について学ぶ機会となった。また、将来保育士をめざす実習生にとって、保育実習で学んだことが活かされるよう期待する。			
	○ 地域との交流を行ったが、地域の方々の思いやりや見守りの心が強く伝わり、子どもたちも楽しく過ごすことができた。地域の方々にとっても、孫やひ孫のように思われ、良い思い出になったとお礼の言葉をいただいた。			
	【課題】			
	● 交流会において飲食の提供や、プログラムの見直しを双方で協議し、今後も継続して取り組んでいきたい。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 地域の人たちや世代間のふれあい活動を通し、児童の社会性を養い、保育所を地域資源として活用できるよう継続して実施する。 ○ 小学生・中学生・高校生の交流については、関係団体と協議しながら、できることから始めていく。
計画	○ 地域の高齢者の方々との交流の場を継続していく。

個別の人権問題	1・3・6			人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	2	1	学力・体力向上推進事業	30
個別計画					
基本事業の概要	多文化共生の考え方を根付かせる外国語教育、情報を読み解き活用する能力を身に付けるICT教育により、児童生徒自身が生き抜く力を育む学習の場を提供する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 外国語教育促進事業				
	2 ICT教育推進事業				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ A L T (外国語指導助手) 3名を各中学校区へ配置し授業を実施した。また、市内小学生を対象に夏休み期間中に英会話教室を開催し、105名が参加した。 ・夏休み英会話教室 (人) 			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加延べ人数	168	388	251
	希望者数(実)	48	116	105
事業の成果・評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット環境未整備の世帯に対し、補助金支給制度(古賀市家庭学習用インターネット利用補助金交付要綱 令和3年7月2日施行)をつくり、児童生徒の家庭学習のためのインターネット環境の整備促進に努めた。 			
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A L Tを活用した英語による実践的コミュニケーション力を育成するとともに、異文化への興味・関心を高め、多文化共生の考え方について理解を促すことができた。 ○ 古賀市家庭学習用インターネット利用補助金制度については、令和5年度は10件の申請があり、全て認定され、小中学生のいる世帯のWi-Fi環境整備の促進につながった。 			
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長年、夏休み期間中に英会話教室を実施してきたが、これまで参加したことがない児童も興味を持つことができる英語体験活動に内容を更新し、より多くの児童が英語や外国の文化に触れることができる機会を提供する必要がある。 			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生社会の実現を見据え、楽しい英語学習や英語体験活動を通じ、国際化への関心を高め、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育む。 ○ 児童生徒をだれ一人取り残すことのないよう、構成に個別最適化された学びを実現し、創造性を育む学びに必要な情報活用能力を育む。 			
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ A L Tの配置及び夏休み期間中の英語体験活動の内容を更新し実施する。 ○ 全ての児童生徒が学校と家庭の両方でインターネットが利用できる環境を整える。 			

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	2	1	学校・地域連携推進事業	30
個別計画					
基本事業の概要	学校、保護者及び地域住民が一体となり、児童生徒の育ちに関わる目標を共有し、ともに責任を分かち合いながら、ふるさと古賀を愛し、自ら未来を切り拓くような主体性のある子どもに育てていくという風土を醸成する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 学習支援アシスタント事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内小中学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。(小学校8校、中学校3校)														
	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援アシスタント派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11校登録人数(人)</td> <td>130</td> <td>181</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>派遣回数(回)</td> <td>830</td> <td>720</td> <td>726</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合。</p> <p>※ 学習支援アシスタント すべての児童生徒の学力の保障をめざし、市内小中学校での授業における個別的な対応等をより充実させるための学習支援を行っており、主に大学生、大学院生、教員経験者、地域住民の方で構成されている。</p>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	11校登録人数(人)	130	181	229	派遣回数(回)	830	720
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
11校登録人数(人)	130	181	229												
派遣回数(回)	830	720	726												
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援アシスタントの活用により、習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、漢字や計算等、基礎基本の確実な定着につながった。 ○ 日々の授業において支援が必要な児童生徒に個別に対応することで、児童生徒は安心してわからないところを尋ねることができ、自力解決につながった。 ○ 人的配置により、きめ細かな指導を行うことで、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上が見られた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の学びに対する支援の充実を図るために、学習支援アシスタントを継続的に確保する必要がある。 														

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の教育について、学校、保護者に加え地域が一体となって担い、学校運営協議会を設置して学校での運営方針等を協議し、子どもの学びと育ちを支える。
計画	○ 学校と地域とが連携し、学習支援アシスタントとして地域住民が参画して児童生徒の学びと育ちを支える。

個別の人権問題	3・5			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	2	1	特別支援教育推進事業	30
個別計画					
基本事業の概要	障がいのある児童生徒が個に応じた教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその基礎となる環境整備をめざした就学支援体制の充実を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 特別支援教育推進事業 2 3 4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学先の説明会や相談会、教育支援委員会等を開催した。(人)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学先の説明会 参加数</td> <td>44</td> <td>43</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>就学先の相談会 参加数</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>教育支援委員会申込総数</td> <td>187</td> <td>212</td> <td>233</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	就学先の説明会 参加数	44	43	52	就学先の相談会 参加数	22	18	35	教育支援委員会申込総数	187	212
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
就学先の説明会 参加数	44	43	52													
就学先の相談会 参加数	22	18	35													
教育支援委員会申込総数	187	212	233													
事業の成果・評価・課題	○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」を運営した。(人)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達検査 実施数</td> <td>176</td> <td>112</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>授業観察・担任面談 実施数</td> <td>485</td> <td>311</td> <td>641</td> </tr> <tr> <td>保護者面談・相談 実施数</td> <td>200</td> <td>131</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	発達検査 実施数	176	112	173	授業観察・担任面談 実施数	485	311	641	保護者面談・相談 実施数	200	131
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
発達検査 実施数	176	112	173													
授業観察・担任面談 実施数	485	311	641													
保護者面談・相談 実施数	200	131	232													
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】															
	<p>○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学先の説明会や相談会、見学会を開催し、保護者に十分な情報提供と説明を行ったことで、保護者や児童生徒の不安や心配を軽減することができた。</p> <p>○ 教育支援委員会への申込みのあったすべての対象児童生徒について、個に応じた就学先を判断することができた。</p> <p>○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員による行動観察や検査に基づき、学校内での日々の適切な支援について見直すことができた。</p> <p>○ 校内委員会やケース会議を通して、校内における支援体制の充実や保護者との連携につながった。</p> <p>○ 研修を通じ、特別教育支援に関わる考え方と見通し、配慮すべき事項を明確にして、支援のさらなる充実を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 保護者の就労等により通級指導教室拠点校への送迎が難しい児童が、在籍校で通級指導を受けられるよう、巡回指導を拡充する必要がある。</p>															

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の就学機会を保障し、児童生徒一人ひとりの特性や課題に応じた学力と進路の保障のため事業を充実する。
計画	○ 通級指導を必要とする児童が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるよう、巡回指導の対象を拡充するとともに、指導環境の充実を図る。

個別の人権問題	3			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	2	1	学習支援体制充実事業	30
個別計画					
基本事業の概要	多様化している子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、学校に様々な人的配置を行い、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置などによる教育支援相談体制の充実を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 多様な人的配置推進事業				
	2 教育相談事業				
	3 教育相談事業				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 小学校教育支援員及び少人数学級対応講師の配置人数 (人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	小学校教育支援員 (※)	12	12	13
	少人数学級対応講師	10	11	7
	※原則各小学校1名ずつであるが、1年生が3学級以上の小学校には2名配置。			
	○ スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の抱える問題を学校だけでなく福祉観点からも支援した。			
	○ スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定等を図り、不登校等の未然防止に努めた。			
	○ 心の相談支援員を配置し、児童生徒の悩み相談や話し相手になり、またカウンセリングを行い、いじめ等の早期発見・対応に努めた。			
	○ 教育支援センターを運営し、不登校児童生徒の支援を行った。			
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 市費講師を配置することで、少人数学級編制による少人数指導をよりきめ細かに行うことができ、落ち着いた学習環境を保障することにつながった。			
	○ 担任と教育支援員が連携し、個に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、児童は落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎基本の確実な定着につながった。			
	○ いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。			
	○ チャレンジ登校等、児童生徒に寄り添った支援を行い、児童生徒の社会的自立につながった。			
	【課題】			
	● 学習や集団生活に困難が生じがちな児童は、1年生のみならず他学年にも見られるため、必要に応じて全ての学年の児童を対象に支援を行う。			
	● 増加傾向にある不登校児童生徒とその保護者への支援により、全ての子どもたちの学びの機会を保障する必要がある。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 予測困難な社会を生き抜く子どもたちの可能性を最大限に発揮し、社会的自立をめざした子どもたちの学びと育ちをきめ細かく支える。
	○ 児童生徒本人の悩みや困り、保護者の抱える多様な問題を的確に捉え、学校と各専門家がチームとして対応できるよう支援していく必要がある。
計画	○ 全小中学校・全学年の原則35人以下学級を実現する。
	○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置を継続するとともに、不登校児童生徒の支援のため教育支援センターの職員を増員し、よりきめ細かな教育相談体制の充実を図る。

個別の人権問題	3			人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	2	1	学校運営事業	30
個別計画	古賀市いじめ防止基本方針				
基本事業の概要	児童生徒の家庭環境や経済状況に関わらず、全ての児童生徒が等しく教育を受けられるような環境を整備する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 学校運営事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年6月に、「いじめ防止対策推進委員会」「いじめ問題対策連絡協議会」を同日開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、市におけるいじめ問題の現状やいじめ防止の取組状況を共有し、また事例検討を行った。 ○ 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の希望に応じ、市立小中学校へ看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施した。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等のために市及び学校が実施する施策が明確になり、また、関係機関及び関係団体との連携を強化することで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制が充実した。 ○ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べるよう「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に基づき、教育委員会・学校・保護者・医療機関等と連携し、医療的ケアを行う看護師を学校へ派遣した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめ等の状況によっては生命または身体に重大な危険を引き起こしうるため、普段から積極的にいじめを認知し、早期対応する必要がある。 ● 医療的ケアが必要な児童生徒の入学・進級に際し、きめ細かな情報共有や切れ目ない支援が必要である。

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭、関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組む。 ○ 適切な医療的ケアを実施し、医療的ケアが必要な児童生徒の健やかな成長とその家族の負担軽減を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策推進委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関及び団体との連携を強化し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。 ○ 適切な医療的ケアを継続する。

個別の人権問題	3			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	3	1	青少年健全育成対策事業	32
個別計画					
基本事業の概要	青少年支援センターにおいて、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受け、途切れることなく支援し、悩みの軽減や課題の解決につなげる。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 青少年健全育成対策事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 相談業務（青少年支援センターによる青少年に関する相談支援）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	相談件数（件）	1,800	2,570	2,939
	相談対象者数実数（人）	71	90	126
事業の成果・評価・課題	○ 関係機関との連携			
	・ 古賀市要保護児童対策地域協議会進行管理会議への参加			
	・ 市内外専門機関との連携			
	・ 行き渋り、不登校児童生徒への働きかけ（家庭訪問・登校支援）			
事業の成果・評価・課題	○ 研修会の実施			
	・ 相談員による、自主研修会を実施			
	・ 県主催の研修会への参加			
	【成果・評価】			
事業の成果・評価・課題	○ 相談者からの相談を受け、当事者の青少年との関係づくりや関係機関と連携した対応を行うことで、悩みの解決や軽減を行うことができた。			
	○ 福祉部門の各課が参加する支援機関連携会議に参加し、情報共有を図ることで、より効果的な相談対応につなげることができた。			
	○ 自主研修会や県主催の研修会に参加することで、相談員の相談スキルを向上させることができた。			
	【課題】			
事業の成果・評価・課題	● 相談内容がより複雑化・多様化しており、本人の特性や家庭環境に起因するものなど、青少年支援センターだけでは対応できない事案が増加している。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 子ども・若者に関する相談に対してより包括的に対応できる体制を整備する。
計画	○ 保健福祉部内に設置される「子ども家庭センター」内の「子ども・若者相談室」に、青少年支援センターの機能を移管し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象に包括的な相談支援を行う。

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	3	1	青少年育成活動推進事業	32
個別計画					
基本事業の概要	地域主体で行う通学合宿や寺子屋、放課後子供教室、青少年育成団体が行う青少年育成事業を支援し、多様な体験活動や学習活動を実施する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 青少年育成活動推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 通学合宿 地域住民が中心となり行う事業で、4日から7日間程度、児童が家庭を離れ近隣の公民館等に宿泊し生活体験活動を行いながら通学することで、子どもたちの自主性や協調性を育む。</p> <p>・ 令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数(人)</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳校区</td> <td>7月3日～7月8日</td> <td>35(6年生:13、5年生:22)</td> <td>青柳区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西校区</td> <td>10月1日～10月4日</td> <td>18(6年生:3、5年生:9、4年生:6)</td> <td>古賀南区公民館</td> </tr> <tr> <td>花鶴校区</td> <td>11月19日～11月23日</td> <td>5(5年生:5)</td> <td>古賀東区公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小野校区は未実施</p>				校区	開催日程	参加児童数(人)	開催場所	青柳校区	7月3日～7月8日	35(6年生:13、5年生:22)	青柳区公民館	古賀西校区	10月1日～10月4日	18(6年生:3、5年生:9、4年生:6)	古賀南区公民館	花鶴校区	11月19日～11月23日	5(5年生:5)	古賀東区公民館
	校区	開催日程	参加児童数(人)	開催場所																
青柳校区	7月3日～7月8日	35(6年生:13、5年生:22)	青柳区公民館																	
古賀西校区	10月1日～10月4日	18(6年生:3、5年生:9、4年生:6)	古賀南区公民館																	
花鶴校区	11月19日～11月23日	5(5年生:5)	古賀東区公民館																	
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ コロナ禍を経て、3校区で通学合宿を再開することができた。子どもたちにとって、貴重な体験活動の場を提供することができた。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな実施校区を増やすための方策等を検討する必要がある。 ● 現在実施している校区においても、協力者や支援者を広げる取組を行う必要がある。 																			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 子どもたちを地域で育てる機運を高めるよう、地域の実情に合った支援を行うとともに、実施校区の増加に向けた取組を行う。
計画	<p>○ 4小学校区(青柳、小野、花鶴、古賀西)の取組を継続的に支援していく。</p> <p>○ 地域住民や学校関係者を対象とした「通学合宿説明会」を開催し、通学合宿の趣旨や新規開設方法について知ってもらうことで、参加の輪を広げる。</p>

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	3	1	児童館管理運営事業	32
個別計画					
基本事業の概要	0歳から18歳未満の子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができるよう、施設管理を行うとともに、遊びや体験活動を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 児童館管理運営事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 児童館・児童センター来館者数 (人)				
	児童館・児童センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	米多比児童館		1,111	1,796	1,285 (10月まで)
	青柳児童センター		—	—	1,822 (11月から)
	千鳥児童センター		8,119	13,364	18,518
	ししぶ児童センター		5,682	7,528	11,398
	○ 学習室利用(学習支援アシスタントを配置し、学習支援を実施)				
	児童センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	千鳥	利用者数(人)	1,330	1,651	1,557
		うち不登校児童数	—	—	4
		支援時間(時間)	85	76	79
ししぶ	利用者数(人)	1,189	1,431	2,436	
	うち不登校児童数	—	—	1	
		支援時間(時間)	75	80	70
青柳	利用者数(人)	—	—	14	
	うち不登校児童数	—	—	0	
		支援時間(時間)	—	—	0
事業の成果・評価・課題	<p>米多比児童館は施設の老朽化等に伴い、令和5年11月1日から児童館機能を青柳児童センターへ移転し、運営している。</p> <p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設を利用する子ども同士の異年齢交流や地域交流が進んでおり、子どもの成長にとって良い環境づくりができています。 ○ 施設内での声掛けや見守りを行うことで、子どもたちの細かな変化に気づき、一人ひとりに応じた対応につなげることができています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童センターによっては世代別の来館者に偏りが見られ、より幅広い世代に利用してもらえるよう周知を図る必要がある。 				

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 子どもたちの自己肯定感の向上や社会的信頼の醸成、将来展望の改善など多様な効果を生み出すため、ハード・ソフト両面から事業の充実を図る。
計画	○ 各世代(乳幼児親子、小学生、中学生、高校生)に応じた遊びや学びのプログラムの提供や、施設の適切な維持管理を行い、居場所機能の充実を図る。

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	3	1	学童保育所管理運営事業	32
個別計画					
基本事業の概要	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の管理運営を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 学童保育所管理運営事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 児童が安心・安全に放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所の管理運営を行った。			
	・ 学童保育所連絡協議会（施設長等と学童保育の計画的な運営について協議）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施回数（回）	1	1	1
	・ 学童保育所指導員研修会（指導員資質向上のための市主催研修）			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施回数（回）	1	1	1	
参加人数（人）	32	48	43	
令和5年度研修テーマ：リスクマネジメント～危機を未然に防ぐ～				
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 子どもの成長段階に応じた「古賀市学童保育所保育計画基底版」を基に、学童保育所ごとに計画等を作成することで、学童保育の充実と児童の育成支援を行った。			
	○ 学童保育に対するニーズが年々高まっている中、指導員と施設の確保を行うことで、待機児童ゼロを堅持することができた。			
【課題】				
● 学童保育所の入所児童が増える傾向にある中、要支援児童も増加傾向にあり、必要な指導員の確保が難しくなっている。				

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 指導員の確保、指導員の資質向上、学童保育所施設の確保を行い、児童の育成支援と保護者が安心して就労等できるよう支援を続ける。			
計画	○ 児童が学童保育所において安心・安全に過ごすことができるよう、委託先施設長及び各学童保育所指導員との連携を緊密にする。			
	○ 学童保育所指導員全員を対象とした研修を開催し、資質の向上を図る。			

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	3	1	スタンドアローン支援事業	32
個別計画					
基本事業の概要	近年の経済格差の拡大により、経済的に厳しい家庭の保護者等の教育力も低下している。このままの状態では、そこで育つ児童生徒が将来「貧困の連鎖」に陥ることも懸念されることから、経済的に厳しい家庭の生徒に配慮しながら市内全中学生を対象に公募を行い、家庭学習支援や社会体験学習支援を行うことで生きる力（学力向上）を養う。				
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 スタンドアローン支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ スタンドアローン支援事業 参加者は例年、各中学校を通じて募集している。令和5年度については定員30人に対し、最大33人の参加があったことから、学習室を分散するなど支援が必要な生徒に配慮した上で、計画通り6月から実施した。社会体験学習については、調理体験や将来のお金のことを学ぶ「ひだまりマネー講座」、人権学習（インターネット上の人権問題）などを行ったほか、七夕やクリスマスなどのイベントを実施した。また、多くの児童生徒が事業時間外に訪れるなど、居場所としても機能した。</p>					
	(延人数)			(人)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	内訳	修業期間	夏期休業期間
	434	1,193	1,973	1年生	21	17
				2年生	18	12
				3年生	11	7
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 参加した中学3年生は把握できる全員が高校進学を果たした。また、事業実施日以外や実施時間以外にも隣保館に来館し、自主学習する姿が見られるとともに、家庭や地域、学校等で話せないようなことを館職員や指導員と話す姿も見られ、「居場所」や「相談場所」の機能も果たしている。また、高校生や家庭を持ったスタンドアローンの卒業生が度々来館した際に、近況などの報告を受けた。</p> <p>○ 家庭学習支援では、参加する中学生一人ひとりに合った学習ができるよう、対応策等について指導員間で話し合い、きめ細かな指導ができるよう努めた。また、事業実施後に毎回ミーティングを行い、館職員と指導員で情報を共有するなど、声かけや相談ができる体制を構築した。</p> <p>○ 昨年度に引き続き、市内事業所及びNPO法人フードバンク福岡に協力をいただき、軽食を提供することで、より学習意欲が高まる環境を整備した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>● 子どもたちにさらに寄り添えるよう、隣保館に常駐する職員が子どもの様子や変化から子どもたちが置かれている状況を見抜く力や、傾聴の技術を高めることなど、資質を向上させる必要がある。</p> <p>● スタンドアローンが開催されていない期間において、支援が必要な生徒の課題を把握し、解消につなげるため、学校や関係機関との連携を更に強化していく必要がある。</p>					

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 家庭学習支援による学習の習慣づけや社会体験学習を通して、参加者一人ひとりが将来に希望を持てるよう「生き抜く力」を育む。また、学習支援のみならず、隣保館が気軽に立ち寄れる居場所となるよう工夫していく。
計画	○ 学校と連携し、支援の必要な生徒の参加を促し、6月から実施する。 ○ 生徒へのアンケートを実施し、学習や社会体験のニーズの把握に努める。 ○ より学習意欲が高まる環境を整備するため、軽食提供ができる体制を整える。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10			人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	0	基本構想ページ
	1	3	6	生涯学習推進事業	32
個別計画					
基本事業の概要	一人ひとりの人生を豊かにするため、ライフステージの課題に応じて自発的な学びの場を提供することにより、市民相互がつながり、支え合う市民の生涯学習活動を推進する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 リーパスカレッジ事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ リーパスカレッジ(社会教育講座・家庭教育講座・スポーツ講座)の実施 (人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加者数	535	868	1,206
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 「リーパスカレッジ」では、「中村哲医師のもとで」と題し50万人の命をつなぐ大工事の裏方としての現地報告講座やオンライン形式による国際交流講座をはじめ、生活・地域課題に即した子育て、健康講座等を開催することにより、市民の学びや地域のつながりの場を創出することができた。			
	【課題】 ● より多くの方に参加できる機会が提供できるよう、時間や場所、開催方法などを工夫する必要がある。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 地域での自主的な活動につながるよう、引き続き事業を実施していく。
計画	○ 「リーパスカレッジ」は前期・後期に分け年度を通じて開催予定。

個別の人権問題	12			人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権意識向上事業	33
個別計画					
基本事業の概要	古賀市企業内人権・同和問題研修推進委員に対する研修会の実施や関係団体の研修への参加促進などを行います。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権意識向上事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月13日 企同推総会及び研修(企業と人権) 10月25日 全体研修「外国人労働者の人権」 12月3日 いのち輝くまち☆こが2023への参加 2月6日 全体研修「女性活躍とワークライフバランスは両輪で」 			
	(人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	研修の延べ参加人数	4	55	82
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度は、企同推主催で実施した3回の研修会、それぞれにおいて、企業活動において身近な人権問題を研修テーマとすることができ、昨年よりも多くの企業の参加があった。 			
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も企業の関心の高いテーマでの研修を実施することがよいと考えられるが、毎年度新たな内容で実施することができるか懸念される。 			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ これまで同様に企業内の人権に対する理解を深める。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業相互、関係機関や団体と連携を図りながら、さまざまな人権問題をテーマとして、参加しやすい研修方法を検討し、取り組んで行く。 ○ 企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加に努める。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権意識向上事業	33
個別計画					
基本事業の概要	市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員を対象とした研修会の実施				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権意識向上事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 市内に事業所を置く建設業の事業主や従業員等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため「建設業者等「同和」問題研修会」を実施した。</p> <p>日時 令和5年11月16日(木) 13時30分～15時30分</p> <p>場所 第2庁舎 501会議室</p> <p>内容 演題 ジェンダー平等のための第一歩「男性育休」</p> <p>講師 倉富 史枝 氏 (福岡県同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に係る啓発・研修講師団講師)</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者総数</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(内訳)</td> <td>建設業者</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>企同推</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>宅建業者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市職員</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	参加者総数	20	30	35	(内訳)	建設業者	17	15	16	企同推	0	0	0	宅建業者	1	1	1	市職員	2	14
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																									
参加者総数	20	30	35																									
(内訳)	建設業者	17	15	16																								
	企同推	0	0	0																								
	宅建業者	1	1	1																								
	市職員	2	14	18																								
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 講師自身の体験を中心に、ジェンダーに関する内容を中心に講演いただき、参加者からは概ね好評であった。</p> <p>○ コロナの感染状況も落ち着いていたため、講演会形式での開催とした。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業者の参加者増加のため、研修会の趣旨とインセンティブを発信し参加者の増加に繋げる。 ● 対象者の関心が高いテーマを選ぶ必要がある。 																											

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 市内に事業所を置く建設業者等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について理解と認識を深めていく。
計画	○ 市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員等を対象とした研修会を実施する。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^ハ ・ ^ジ
	1	4	1	人権意識向上事業	33
個別計画	古賀市人権施策基本指針				
基本事業の概要	「古賀市人権施策基本指針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして、人権意識の向上を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権意識向上事業				
	2				
	3				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 人権尊重啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月の人権尊重週間にあわせて「いのち輝くまち☆こが2023」を開催し、市民を対象に人権啓発に取り組んだ。 																																											
		開催日 : 12月3日(日) 午前の部 : 演題「外国籍住民の人権について考える ~心の壁、制度の壁は越えられるか~」 講師: 朴 一 (ぱく いる) さん (大阪市立大学名誉教授) (人)																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>午前の部</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td colspan="2">460</td> <td colspan="2">466</td> <td colspan="2">509</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会場</td> <td>214</td> <td>会場</td> <td>301</td> <td>会場</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オンライン</td> <td>246</td> <td>オンライン</td> <td>165</td> <td>アーカイブ</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>					午前の部	令和3年度		令和4年度		令和5年度		参加者数	460		466		509			会場	214	会場	301	会場	486		オンライン	246	オンライン	165	アーカイブ	23											
	午前の部	令和3年度		令和4年度		令和5年度																																							
	参加者数	460		466		509																																							
		会場	214	会場	301	会場	486																																						
		オンライン	246	オンライン	165	アーカイブ	23																																						
		第1分科会 : 古賀東小学校・ボランティアグループどんぐりの会 第2分科会 : 花鶴小学校・環境課(海津木苑) 特別講座 : 演題「全九州水平社創立100年と世界人権宣言」 : 講師: 組坂 繁之さん(部落解放同盟福岡県連合会委員長) (人)																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>午後の部</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td colspan="2">660</td> <td>378</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会場</td> <td>87</td> <td>オンライン</td> <td>573</td> </tr> </tbody> </table>					午後の部	令和3年度		令和4年度	令和5年度	参加者数	660		378	375		会場	87	オンライン	573																								
	午後の部	令和3年度		令和4年度	令和5年度																																								
参加者数	660		378	375																																									
	会場	87	オンライン	573																																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古賀市人権尊重推進委員会全体会を3回開催。12月の人権尊重週間にむけて、第1部会から第4部会がそれぞれの取組を進めるにあたり、事務局として各部会との連絡調整を行い実施をした。 																																												
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1部会</td> <td colspan="5">小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。</td> </tr> <tr> <td>第2部会</td> <td colspan="5">「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。</td> </tr> <tr> <td>第3部会</td> <td colspan="5">人権啓発冊子(人権カレンダー)の作成・配布。(8,000部)</td> </tr> <tr> <td>第4部会</td> <td colspan="5">横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。</td> </tr> </tbody> </table>					第1部会	小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。					第2部会	「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。					第3部会	人権啓発冊子(人権カレンダー)の作成・配布。(8,000部)					第4部会	横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。																				
第1部会	小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。																																												
第2部会	「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。																																												
第3部会	人権啓発冊子(人権カレンダー)の作成・配布。(8,000部)																																												
第4部会	横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。																																												
	○ 同和問題啓発事業																																												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月の同和問題啓発強調月間中に第43回古賀市「同和問題を考える市民のつどい」を市民を対象に人権啓発に取り組んだ。 																																												
	開催日 : 7月8日(土) 午前の部 : 演題「部落差別と向き合う私たち~結婚差別を乗り越えて~」 講師: 石井 眞澄・千晶さん 午後の部 : 映画「破戒」上映 (人)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者数</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">483</td> <td colspan="2">492</td> <td colspan="2">543</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">午前</td> <td>会場</td> <td>144</td> <td>会場</td> <td>450</td> <td>会場</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>オンライン</td> <td>339</td> <td>オンライン</td> <td>42</td> <td>アーカイブ</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">午後</td> <td>会場</td> <td>93</td> <td></td> <td></td> <td>午後の部</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>オンライン</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					参加者数	令和3年度		令和4年度		令和5年度			483		492		543		午前	会場	144	会場	450	会場	528	オンライン	339	オンライン	42	アーカイブ	15	午後	会場	93			午後の部	131	オンライン	なし				
参加者数	令和3年度		令和4年度		令和5年度																																								
	483		492		543																																								
午前	会場	144	会場	450	会場	528																																							
	オンライン	339	オンライン	42	アーカイブ	15																																							
午後	会場	93			午後の部	131																																							
	オンライン	なし																																											

【2023（令和5）年度に実施した事業】

主な事業内容（つづき）

- 人権擁護委員活動支援
 - ・ 人権の花運動事業や相談事業など人権擁護活動を支援した。
 - ・ 人権の花運動を実施し、児童の人権意識向上を図った。
（青柳、花鶴、古賀西、千鳥、花見の5小学校3学年対象）
 - ・ 毎月5がつく日に人権相談「そうだん5（ファイブ）」を実施した。
- 社会「同和」教育推進協議会活動支援
 - ・ 社会教育の側面から人権教育・啓発活動を推進するため、古賀市社会「同和」教育推進協議会に事業委託し、市民に対する人権教育・啓発活動を行った。
 - ・ 小学校8校区において各校区年2回「校区人権啓発研修会」を実施した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(8校区)	261	283	402

- ・ 全市民を対象とした「みんなの人権セミナー」を全4回実施

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（全4回）	637	843	776

オンライン参加者数含

- ・ 第4回目は「いのち輝くまち☆こが2023」の特別講座として実施した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(特別講座)	405	213	231

オンライン参加者数含

- 人権教育・啓発情報発信
 - ・ 7月の「同和问题啓発強調月間」と12月の「人権尊重週間」において、人権啓発パネル展示を行った。

時期	実施期間	テーマ
7月	7月1日～7月31日	同和対策審議会答申50年～学び つなぐ～
12月	11月29日～12月25日	人権尊重作品（ポスター・標語・作文）・人権の花運動

- 各団体人権研修
 - ・ 市内の行政機関や団体等を所管する部署が実施する人権・同和问题研修を支援した。
（市内建設業者等、行政区長会、農業委員会）
- まちづくり出前講座を10件実施した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込数（件）	9	11	10
参加者数（人）	137	196	212

- 人権教育・啓発
 - ・ インターネット上のサイトにおいて、人権侵害や差別書き込み等がないか、適時サイバーパトロールを実施し、20件削除依頼をした。

【成果・評価】

- 人権尊重啓発事業
 - ・ 「いのち輝くまち☆こが2023」について人権問題を自分事として捉えられる講師選定を行うことにより、より深く人権について考え、学ぶ機会となった。
 - ・ 古賀市人権尊重推進委員会全体会において、目的や事業内容について意思統一を図り、事業内容を確認することができた。また全体会開催前には、市役所各部会正副事務局が、前年度の課題を含め綿密な引継ぎを行うことができた。
- 同和问题啓発事業
 - ・ 「同和问题を考える市民のつどい」の開催や、市内商業施設等での街頭啓発、市内17箇所での横断幕掲示とパネル展示をすることにより、部落差別を正しく理解する機会となった。
- 人権擁護委員活動支援
 - ・ 人権擁護委員による人権の花運動では、人権教室やひまわりを育てる工程の中で、いのちの大切さや、お互いが協力し合うことを学び、種飛ばし式において風船に児童の思いとひまわりの種を添えて飛ばすことにより、児童の人権意識向上につながった。
- 社会「同和」教育推進協議会活動支援
 - ・ 校区人権啓発研修会では、8小学校区2回中の1回を統一内容として、部落差別をテーマに講師を招き研修会を実施した。開催にあたっては、日時や内容について、協議を行い実施することができた。
 - ・ みんなの人権セミナーを年4回実施。4年ぶりにフィールドワークを実施し、ハンセン病問題についての展示や資料を現地でもたり、当事者に話を聞いたりしたことにより、より深い学びになった。

事業の成果・評価・課題

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権尊重週間中、人権尊重推進委員会1部会にて募集した、人権尊重作品（ポスター・標語・作文）を展示し、人権意識高揚のための環境づくりに取り組むことができた。 ○ 各団体人権研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の関係部署と連携し、古賀市の建設業者や行政区長に、人権・同和問題研修を実施したことで、受講者の人権意識の向上につながった。 ○ まちづくり出前講座 <ul style="list-style-type: none"> 差別の現状や人権とはなにか等の人権に関する基本的な内容を取り入れたことにより、人権について興味、関心を持つことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演会やセミナーにおいて、講師選定や開催日時など、市民が参加しやすくなる方法を検討する必要がある。 ● 出前講座や校区人権啓発研修会などで、人権問題に対して興味、関心を持ってもらえるような内容を検討する必要がある。 ● 人権問題解決のための法律や条例が市民に十分に理解されていないため、法制度等との関係性や国内外の人権を取り巻く環境等について、周知・啓発の必要がある。 ● 講演会や研修会の内容を考えるうえで、記憶や印象に残る内容を企画する必要がある。
【2024（令和6）年度の事業計画】	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同和問題啓発強調月間及び人権尊重週間については、その趣旨や目的を踏まえたうえで企画・運営等十分協議し、継続して取り組む。また、さまざまな人権教育・啓発事業に取り組むにあたっては、庁内各部署及び関係機関・団体等とのさらなる連携を図り充実させていく。 ○ 人権についての基本的な考え方や法律・条例などの認識についての、啓発を企画・実施をしていく。 ○ 古賀市人権施策基本指針に基づいて、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を解決し、一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざす。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月には「同和問題を考える市民のつどい」、12月には「いのち輝くまち☆こが2024」を開催する。人権の花運動をはじめ市民の人権意識がさらに高まるよう、工夫を凝らした事業を企画・実施していく。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権意識向上事業	33
個別計画					
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、さまざまな人権問題・平和・多文化交流・文化教養向上などを主軸に据えた学習の場を地域交流の中に設け、参加者の人権意識向上へつなげる。 また、「ひだまり館だより」の発行や隣保館や各集会所でのパネル展示などを通して、地域への啓発を進めていく。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権意識向上事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ じんけん平和教室			
	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や原爆の悲惨さを学び、平和や命の大切さなど人権について考える事業として、小学生を対象に実施した。参加者からは「平和を守るためには、まわりの人にこのことを伝える。話し合いでかいけつできる世界をめざす。人とのきずなを大切に。戦争を反対しつつづけることが大切だと思った」といった感想があった。 			
	7月	31日	開講式 学習の目的やスケジュールに関するオリエンテーション	
	8月	2日	福岡市フィールドワーク。冷泉公園、博多小学校で博多ガイドの会による解説及び資料見学。立石ガクブチ店で防空壕の見学及び解説	
	8月	4日	福岡市フィールドワークまとめ	
	8月	7日	長崎市フィールドワーク事前学習	
	10月	7日	長崎市フィールドワーク。被ばく体験者による講演。原爆資料館、山王神社、被ばくクスノキを見学。	
	10月	8日	長崎フィールドワークまとめ・閉講式	
	※台風の影響により、長崎市FW及び事後学習を当初の予定を変更して実施			
	(人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数		22	21	29
○ ひだまりパスポート				
<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校から参加者を募り、福岡国際交流センターを通じ、日本在住の外国籍の方や、海外でのボランティア経験者等を講師に招き、その国の母国語・文化・歴史・食等を遊びなどの体験を交えながら学ぶ講座を、7月26日、27日、28日の3日間で開催した。生活や文化の違いを知ることで、国際的人権感覚の高揚につながった。今年度は参加者が多かったため、1～3年生を2クラスに分け、実施した。参加者からは「日本と似ている漫画やじゃんけんなど面白い文化がたくさんあって興味をもちました。」といった意見があった。 				
(人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	1～3年生	中止	33	48
	4～6年生	19	19	17

○ ひだまり人権啓発講座

- ・今年度は同和問題、外国人の人権問題、インターネット上の人権問題、子どもの人権問題の4つのテーマを、11月27日、12月1日、4日、8日の4日間、テーマの当事者の方や精通者に講話をいただくとともに、参加者間での交流を行うことで、人権意識の高揚につながった。また、今回2月18日に行われたひだまり館まつりのステージイベントでも、ひだまり人権啓発講座として人権落語を行い、普段講座に訪れる機会が少ない人への啓発を行うことができた。

参加者からは「知るだけで終わらず、その子たちをどうしていくことを考えるかが自分たちのすべきことだと感じました。」といった意見があった。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	6	31	65

○ よかよか広場

- ・隣保館を含む3集会所で、月2回程度の音楽活動などを通じて、地域住民の交流を深めることができた。また、外出を促し、健康教室や活動の前半で体操等を行うことで、高齢者の介護予防に寄与した側面もあった。今年度は合同発表会やクリスマス会で、3会場の参加者の交流も行ったほか、人権学習を3会場合同で行うことができた。

(人)

	集会所	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	高田	25	11	17
	新原	5	6	7
	鹿部	32	30	29

○ 地域人権福祉教室

生花教室を高田教育集会所のみ実施した。(9回)

民舞教室は参加者の意向により中止となった。

・ 生花教室 (1教室)

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	5	5	5

・ 民舞教室 (2教室)

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	中止	中止	中止

○ 隣保事業情報発信事業

- ・市広報紙4月号ヒューマンライツに、疾病者の人権についての記事を掲載し、啓発を行った。

- ・隣保事業の周知と人権啓発を目的に、隣保館独自の広報紙である「ひだまり館だより」を年4回発行した。

- ・利用者への啓発を目的に、隣保館及び3集会所にパネル掲示(水平社100年、戦争と人権、インターネット上の人権)を3回行った。

- ・利用者への啓発を目的に、ししぶ交流センターに啓発掲示板を新たに設置し、パネル掲示(水平社100年)を1回行った。

○ ひだまり館まつり

2月16日～22日の7日間開催し、隣保館各事業の紹介、よかよか広場の作品展示、地域人権福祉教室(生花)の展示、消費生活センターのパネル展示を行った。

また、2月18日にはステージイベント(消費生活啓発劇、ひだまり人権啓発講座「人権落語」、ミニコンサート)を実施した。

参加者からは「ひだまり館だよりが全国で佳作と言うことで驚いた。今後も隣保事業を分かりやすく発信してほしい」といった意見があった。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひだまり館まつり参加者	57	131	62

※令和3年度は受付簿に記載の人数

○じんけん平和教室

【成果・評価】

- ・福岡市と長崎市という、二つの都市に起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習という一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和であることの大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。
- ・台風の影響により、予定していた日付での長崎市フィールドワークを行うことができなかつたが、日程を延期することにより、当初の予定ではなかつた被ばく体験者による講演を行うことができ、学習を深めることができた。

【課題】

- ・低学年から高学年まで同じ学習を行っていることもあり、学習への意識や活動に差が見られることから、全ての参加者により積極的に取り組んでもらえるよう、事業の進め方を工夫する必要がある。

○ひだまりパスポート

【成果・評価】

- ・各国の講師による出身国の楽器演奏や、スライドで見る風景や街並みを通して、日本との違いに気づき、理解が深まることで、人権意識の向上につながった。また、各クラス1回ずつ、その国の食べ物を試食する機会を設け、食を通じた交流を行えた。
- また、人数が多かつた低学年を2クラスに分けたことにより、適切な人数でよりきめ細やかな事業が行うことができた。

【課題】

- ・低学年のクラスにおいて、集中が難しい児童が見受けられたため、興味を惹きながら学べる体制を更に整える必要がある。

○ひだまり人権啓発講座

【成果・評価】

- ・被差別の当事者などの講話を通して、自分に身近な問題として取り組むことができた。また、ひだまり館まつりのステージイベントを活用することで、普段講座に馴染みがない層へのアプローチを行うことができた。

【課題】

- ・より多くの層に参加していただけるよう、効果的な周知方法について検討する必要がある。

○よかよか広場

【成果・評価】

- ・音楽やものづくり、健康教室を行い、受講者の介護予防につながった。また、クリスマス会や合同発表会を通して、参加者同士の交流を深めることができた。
- ・3会場合同で人権学習を取り入れ、海津木苑職員による講話や施設見学を行い、参加者の人権意識高揚につながった。

【課題】

- ・健康づくりや参加者同士の交流を継続して行うとともに、人権について自ら考えることができるような講座を定期的に行うことで、充実した内容を検討する必要がある。

○地域人権福祉教室

【成果・評価】

- ・経済的格差やさまざまな事情によって文化・教養を身につける機会を保障されなかつた方々の学びの場であり、情報交換や居場所的な役割も果たしている。

【課題】

- ・参加者の意向により中止となつた教室もあつたが、次年度もニーズの把握を行いながら事業のあり方について検討する必要がある。

○ 隣保事業情報発信事業

【成果・評価】

- ・ 「ひだまり館だより」を発行し、身近に感じられるように館職員や隣保事業を紹介し、情報を発信することができた。令和5年度については全国隣保館連絡協議会主催のコンクールに応募し、佳作を受賞することができた。また、館内でのパネル展示により来館者への啓発、屋外においても、ししぶ交流センターに啓発掲示板を設置し、同和問題解消を始めとした様々な人権問題の啓発ができた。

【課題】

- ・ 広報紙「ひだまり館だより」の内容の充実を図りながら、人権啓発としての効果的な情報発信となるよう工夫する必要がある。また館内のパネル展示の内容を充実させ、効果的な啓発を行う必要がある。

○ ひだまり館まつり

【成果・評価】

- ・ ステージイベントで、隣保館の目的である人権意識の向上を図るため、講座を取り入れることができた。
- ・ 7日間の展示期間をもつことで、多くの方が来館できる機会を設けた。

【課題】

- ・ 企画や事前準備、広報など、余裕をもって進める必要がある。特に広報については、さまざまな媒体で周知を行い、参加者の増に繋げる必要がある。

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権・同和問題の解決を主軸に据えた交流事業の中で、差別意識の解消に向けて、更なる人権意識の向上を図る。 ○ 人権意識の向上と人権課題解決のため、隣保館で行う事業への参加者を増やすとともに、自分のこととして認識できるよう、啓発に努める。 ○ 今なお残る、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題を解決していくため、隣保館をはじめ各集会所での情報発信を強化する。 ○ 地域住民のニーズを的確に把握し、それに応えられる事業の企画・実施と、効果的な周知・啓発を行う。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生対象の事業をひだまりパスポート、じんけん平和教室を柱に実施する。 ○ ひだまり人権啓発講座については、人権感覚を育むことを目的として、さまざまな人権問題について取り組むため、関係課と連携し効果的な手法を検討していく。 ○ よかよか広場は、音楽サロンを中心にさまざまな活動を行い、地域の交流を深めていく。 ○ 地域人権福祉教室については、参加者の意向を踏まえ、2集会所で生花教室・民舞教室を実施する。 ○ ししぶ交流センターに新設した啓発掲示板や隣保館・各集会所でのパネル展示を中心に、人権に関する効果的な情報発信を行う。 ○ 「ひだまり館まつり」については、啓発の絶好の機会と捉え、より多くの方に啓発できるよう企画内容の工夫を行う。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権擁護事業	33
個別計画					
基本事業の概要	同和問題をはじめさまざまな人権問題解決に向け、市民からの相談内容に応じた支援を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権擁護事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 人権擁護事業 隣保館設置運営要綱において、隣保館の基本事業として規定されている相談事業（生活・教育・就労等）については、古賀市消費生活センターや古賀法律相談センターと相互に連携して対応した。</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>563</td> <td>698</td> <td>674</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 相談内容としては、離婚、相続、契約、就労等に関する相談が多い傾向にある。</p>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談件数	563	698	674
		令和3年度	令和4年度	令和5年度								
相談件数	563	698	674									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 隣保館窓口のほか、よかよか広場の事業などの機会を捉えて、参加者などから聞き取りを行い、お困りごとへの対応につなげた。</p> <p>○ 市民の相談内容に応じた関係機関（市役所をはじめ、他自治体、古賀市消費生活センター、古賀法律相談センターなど）につなぐとともに、庁内で連携した対応ができた。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 問題を抱える市民が、隣保館を「くらしの相談所」として利用してもらえるように、来館時や事業の機会に加え、より多くの声をいただけるよう関係団体と連携をすすめるなど工夫する必要がある。 ● 地域住民の高齢化や相談内容の多様化に対応するため、職員の資質向上や関係機関との連携など、相談機能の強化・充実を図り、相談しやすい隣保館としていく必要がある。 											

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 隣保館に求められる相談対応力を更に高めていくとともに、関係機関との連携によるワンストップ相談機能を充実し、市民が抱える悩みや課題の解決に取り組む。
計画	<p>○ 隣保事業を通じ、市民が抱える悩みや問題の早期解決へつなげる。</p> <p>○ 関係機関と緊密に連携し、より充実した相談体制の構築を図る。</p>

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権擁護事業	33
個別計画	古賀市人権施策基本指針				
基本事業の概要	市民を対象に、人権問題や悩み事の解決を図るため、相談窓口を開設し適切な対応と助言を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 人権擁護事業 2 3				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月5が付く日に、人権擁護委員及び行政相談委員による「そうだん5（ファイブ）」を開設し、市民が抱えるさまざまな人権課題や悩みの解決に向けた支援を行った。 							
	<p style="text-align: center;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、古賀市における「特設人権相談所」の開設などについての街頭啓発を行った。 実施日時 5月15日(月)10時～11時 実施場所 サンリブ古賀店・サニー古賀店・ルミエール古賀店 ○ 古賀市「特設人権相談所」を開設をした。 実施日時 6月6日(月)10時～15時 実施場所 市役所第2庁舎2階相談室他 		令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談件数(延)	13	29
	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
相談件数(延)	13	29	23					
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談内容によって関係課との情報共有・情報提供等を行うなどし、連携して取り組むことができた。 ○ 人権にかかわる問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることに対し、人権擁護委員や行政相談委員が相談者に寄り添い、問題解決につなげることができた。 ○ 6月の「人権擁護委員の日」に向け、市広報紙への掲載や街頭啓発の際に「そうだん5（ファイブ）」の啓発カードと「特設人権相談所」の案内チラシを配布したことで、市民への周知を図ることができた。 ○ 法務局によるスキルアップ研修等を受講するとともに、市職員においても、相談員としての専門研修を受講するなど、資質向上を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談内容が複雑・多様化してきているため、人権擁護委員、職員のさらなるスキルアップを図る必要がある。 							

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 人権相談等の内容が複雑・多様化してきているため、市役所内及び関係各機関等と緊密に連携し、相談者に寄り添いながら、問題解決につなげていく。
計画	○ 毎月5の付く日に「そうだん5（ファイブ）」を開設するとともに、6月の人権擁護委員の日に向けた街頭啓発及び「特設人権相談所」を開設する。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	1	人権関連施設管理事業	33
個別計画					
基本事業の概要	施設利用者が安全に利用できるように、施設の点検等維持管理を行い、施設の活用を促進する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1	隣保館・地域集会所管理事業			
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣保館・地域集会所管理事業 隣保館及び3集会所の定期的な巡回を行い、施設の点検や確認を行ったほか、下記の通り適切な維持管理を行った。 ・ 鹿部集会所・・・中ホール床修繕、調理室床シート・水屋ドア修繕、応接室ドア修繕、多目的ホールドア修繕 ・ 高田集会所・・・トイレ間仕切壁設置工事、外階段手すり設置工事 ・ 大人・峠集会所・・・ホール窓ガラス修繕
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境が改善され、利用者が安全に使用できるようになった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各集会所については老朽化が進んでいる箇所もあることから、古賀市公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。 ● 古賀市公共施設等総合管理計画で、長寿命化が決定しているししぶ交流センターにおいては、令和6年度に調査を行うことで長寿命化を図る手法を把握する必要がある。

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 適切な施設の点検等維持管理を行い、施設の活用を促進する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突発的な修理などに、臨機応変に対応していく。 ○ 長寿命化が決定しているししぶ交流センターについて、現状及び課題を把握し、必要な箇所の補修を行う。

個別の人権問題	11			人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	2	性の多様性尊重事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画				
基本事業の概要	市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もがその人らしく人生を歩んでいけるよう支援を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 性の多様性尊重事業				
	2 性の多様性教育・啓発事業				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 (組)								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>宣誓者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	宣誓者	1	1	2
		令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	宣誓者	1	1	2					
	○ 他自治体との連携協定締結								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>自治体数</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	自治体数	—	4	1
		令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	自治体数	—	4	1					
	◇ 令和4年4月1日付 福岡県、福津市、粕屋町								
	◇ 令和4年6月6日付 鹿児島市								
◇ 令和5年8月8日付 合志市									
○ 性的マイノリティ交流会 当事者がスタッフと参加者(市民)との交流会(人)									
① 6月10日(土) 14時~16時 参加者数: 4									
② 9月6日(水) 18時30分~20時30分 参加者数: 6									
③ 12月6日(水) 18時30分~20時30分 参加者数: 7									
④ 3月16日(土) 14時~16時 参加者数: 7									
スタッフ: NPO法人カラフルチェンジラボ									
○ プライド月間の取組 目的: 性の多様性を知り理解を深め誰もが生きやすい社会につなげる 期間: 6月1日~6月30日 内容: 市役所庁舎へのレインボーフラッグ掲示、横断幕・のぼり旗の掲示 市民ホールでの啓発(レインボーフラッグの掲示、パネル展示) 「OUT IN JAPAN」写真パネル展示(期間: 6月6日~6月18日) 「OUT IN JAPAN」写真パネル展示特別トーク(開催日6月10日) 当事者と市長とのトークセッション									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プライド月間の取組では、広く市民への周知啓発となり、意識の向上を図ることができた。 ○ 「OUT IN JAPAN」写真パネル展を開催することで、「自分の周りにも性的マイノリティの人がいる」ということが具体的に理解できる場の提供ができた。 ○ 誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう、多様な生き方を支援できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の普及を図り、制度及び性的マイノリティに関する理解を深めるための周知、啓発を継続していく必要がある。 								

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう性的マイノリティや事実婚の関係にある人々を支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「いのち輝くまちづくり」の実現をめざす。 ○ 令和6年度に制度を導入する自治体と情報共有を図り連携していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性的マイノリティに関する理解を深めるため、引き続き市民を対象とした講演会や交流会を実施していく。

個別の人権問題	2			人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画				
基本事業の概要	固定的性別役割分担意識の解消及び男女共同参画社会の実現についての啓発を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 男女共同参画推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 女性活躍推進法の基本方針のひとつとして、働くことを希望する女性とその希望に応じた働き方を実現できる社会の実現が示されている。これらの状況を踏まえ、女性が就業生活できる環境整備のひとつとしてセミナーを開催。			
	・ 女性起業カフェフォローアップセミナー 女性起業入門講座受講生のフォローアップ講座。			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施回数(回)	1	1	0
	参加者数(人)	6	4	—
事業の成果・評価・課題	・ 再就職応援セミナー 就労を希望する女性ための講座。			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施回数(回)	1	1	0
	参加者数(人)	5	2	—
	【成果・評価】 ○ 県が行う女性活躍、再就職セミナーに関する情報を、公共施設ラック等に設置し情報提供を行った。 ○ 県の事業を周知すると共に、他課との連携を図り、女性が就業生活で活躍できるよう支援を行うことができた。 【課題】 ● 女性が就業生活で活躍できる支援として、セミナーの開催方法を工夫し、就業を希望する女性が参加しやすい場づくりが必要。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 第3次古賀市男女共同参画計画を確実に推進し、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○ 生涯学習推進課が行う「リーパスカレッジ」にて、女性の就業生活に関する講座を実施予定。

個別の人権問題	2			人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画				
基本事業の概要	固定的性別役割分担意識の解消及び男女共同参画社会の実現についての啓発を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 男女共同参画推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 古賀市男女共同参画フォーラム 男女共同参画に関する講演や市民表彰等を行い、市民の意識向上を図り男女共同参画社会の実現に向け取り組んだ。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>50</td> <td>42</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数(回)	1	1	1	参加者数(人)	50	42	69
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
	実施回数(回)	1	1	1									
	参加者数(人)	50	42	69									
	○ 講演会・セミナー 男女共同参画に関する講演会等を開催し、市民の意識向上を図った。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>41</td> <td>60</td> <td>273</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数(回)	3	3	2	参加者数(人)	41	60	273
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
	実施回数(回)	3	3	2									
	参加者数(人)	41	60	273									
○ デートDV防止講座 若い世代の男女間で起こっている交際相手からの暴力を防止するため、市内の大学で講演会を実施した。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>中止</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>中止</td> <td>104</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数(回)	中止	1	1	参加者数(人)	中止	104	120	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
実施回数(回)	中止	1	1										
参加者数(人)	中止	104	120										
○ まちづくり出前講座 市民の要望に応じ、市職員等を派遣し講座を開催。「ジェンダー平等」・「性の多様性」をテーマに実施した。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数(回)	0	1	3	参加者数(人)	0	12	57	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
実施回数(回)	0	1	3										
参加者数(人)	0	12	57										
○ 男女共同参画に関しての「標語(一行詩)」を募集した。「標語(一行詩)」の最優秀作品の表彰を行った。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募作品数</td> <td>1,899</td> <td>1,691</td> <td>2,112</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	応募作品数	1,899	1,691	2,112					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
応募作品数	1,899	1,691	2,112										
○ 男女共同参画表彰「輝きKOGAびと」 団体への表彰を行った。 団体賞：2団体 箏美会、一般社団法人 こがみらい													

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画週間」期間（6月23日から29日までの期間） 男女共同参画フォーラムの実施、男女共同参画に関する「標語（一行詩）」 最優秀作品（5作品）優秀作品（15作品）、男女共同参画表彰「輝きKOGAびと」 （2団体）のパネル展を実施した。 展示場所：古賀市役所市民ホール・リーパスプラザこが・JR古賀駅 ○ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日までの期間） 性別に関わらず、「あらゆる暴力の根絶」に向け、パネル展を実施した。 テーマ：「No! DV」 展示場所：古賀市役所市民ホール ○ 「国際女性デー」（3月8日） 女性の権利について考える機会としてパネル展を実施した。 テーマ：「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」 展示場所：古賀市役所市民ホール
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の成果・評価・課題</p>	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー等を開催することにより、男女共同参画、ジェンダー平等意識の向上を図ることができた。 ○ 大規模セミナーを開催することで、多様な年代に男女共同参画、ジェンダー平等意識の向上を図ることができた。 ○ 市役所市民ホールを活用しパネルの展示等行うことで、市役所を利用する様々な人に男女共同参画、ジェンダー平等意識の向上を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して、男女共同参画意識を高めるための効果的な啓発活動を行っていく必要がある。
<p>【2024(令和6)年度の事業計画】</p>	
<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人がその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、今後も継続してあらゆる機会を通して、啓発を行っていく。
<p>計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や団体に対し講座を開催することや、他課と連携した講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努める。

個別の人権問題	2			人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	男女共同参画推進事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画				
基本事業の概要	固定的性別役割分担意識の解消及び男女共同参画社会の実現についての啓発を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 男女共同参画推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 男女共同参画リーダー育成事業 男女平等参画社会の実現に向けた研修へ参加。(市民)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加者数	1	0	0
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 他自治体で活躍されている多くの人との出会いや、様々な立場を有する講師の講話を聞き、意見交換する機会があることが、地域の女性リーダー育成につながると考える。			
	【課題】 ● 市ホームページへの掲載を行い募集したが、参加者がなかった。周知方法を工夫していく必要があると考える。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 第3次古賀市男女共同参画計画を確実に推進し、男女共同参画の実現をめざす。
計画	○ 市民ニーズを踏まえ、男女共同参画に関する研修や講座を開催し、第3次古賀市男女共同参画計画を効果的に推進する。

個別の人権問題	2			人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	3	DV対策事業	33
個別計画	男女共同参画計画				
基本事業の概要	DVに悩む対象者の相談等に応じることにより、権利の擁護と人権を保障する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 DV対策事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ DV対策事業												
	・ DV相談者について、県保健福祉事務所等の関係機関と連携して適切な支援を行った。相談者には情報提供を行い、相談者にとっての最善策を提案・助言した。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数(人)</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>施設利用世帯数(世帯)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設利用：婦人寮などへの一時保護</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談実人数(人)	15	23	13	施設利用世帯数(世帯)	0	2	1
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
相談実人数(人)	15	23	13										
施設利用世帯数(世帯)	0	2	1										
・ 女性の電話相談窓口の一つとして、NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して「こが女性ホットライン」を設置し、DVなどに悩む女性を対象とした権利の擁護と人権の保障に関する相談に応じた。													
	(件)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>237</td> <td>208</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談件数	237	208	188				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
相談件数	237	208	188										
	○ 母子生活支援施設入所管理事業												
	・ DV相談者に対して、相談支援や情報提供を行い、令和5年度中に1世帯母子生活支援施設への入所となった。												
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】												
	○ DVに悩む女性に対し、関係機関との緊密な連携により、適切な支援を行うことができた。												
	【課題】												
	● 引き続きDV対象者の情報を適切に管理し、関係機関との連携を密に行っていく必要がある。												
	● こが女性ホットラインに寄せられる相談のうち、DVに関する相談は9件となっている。生き方や対人関係に関する相談が多い。												

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ DV被害を受けた母子の福祉の増進を図るために必要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ DV被害者が安全で安心して生活ができるように、相談業務を充実させると共に、県と連携を図りながら、必要に応じて母子生活支援施設への入所につなげていく。

個別の人権問題	6			人権課題	教育・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	1	4	4	多文化共生推進事業	33
個別計画					
基本事業の概要	国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、外国籍市民等を含む市民誰もが社会の構成員として、自分らしく安心して暮らせるまちをめざす。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 多文化共生支援事業 2 多文化交流促進事業 3 4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 地域の日本語教育を推進し充実させるため、日本語教室運営マネージャーを任用し、運営マネージャー中心に市民スタッフ自らがイベントを企画し、現状課題に対して楽しく取り組めるようなアイデアが出された。</p> <p>交流型日本語教室（市主催）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数（回）</td> <td>47</td> <td>86</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>学習者数(延数)（人）</td> <td>370</td> <td>906</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>スタッフ数(実数)（人）</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「やさしい日本語」の研修会として、福岡出入国在留管理局の協力のもと市職員向けに、県事業を活用し外部講師を招聘して市民向けに研修会を実施した。また、2団体から要望をいただき、まちづくり出前講座を実施した。</p> <p>○ 関係機関や関係団体等がそれぞれの立場で役割を担いながら、協力・連携して多文化共生を推進していくために、古賀市多文化共生推進協議会を年3回開催した。</p> <p>○ 外国籍の方の生活上の相談や情報提供をするために、多言語翻訳機を常設した古賀市多文化共生相談窓口をまちづくり推進課内に設置しているが、外国籍市民等の実情に合わせた相談ができるよう、公用スマートフォンを購入し、LINEやFacebookなどSNSを活用した相談体制を充実させた。</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数（回）	47	86	87	学習者数(延数)（人）	370	906	712	スタッフ数(実数)（人）	31	33	39
		令和3年度	令和4年度	令和5年度													
実施回数（回）	47	86	87														
学習者数(延数)（人）	370	906	712														
スタッフ数(実数)（人）	31	33	39														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 日本語教室のスタッフを地域の方が担うことにより、外国籍の方との交流が促進され、日本語の学びのみならず、異文化・多文化理解が図られた。</p> <p>○ 「やさしい日本語」の研修会を実施したことにより、外国籍の方にとって分かりやすく、伝わるための心がけや言い換えを実践的に学ぶことができた。さらにまちづくり出前講座では、外国籍の方と一緒に講座を行ったことで、交流の場にもつながった。</p> <p>○ 古賀市多文化共生推進協議会を設置することで、関係者同士の顔の見える関係を構築でき、多文化共生に係わる事業、情報及び課題等を共有することができた。</p> <p>○ 多文化共生相談窓口の設置により、関係課及び関係機関との連携・協力が図られ、適切かつ迅速なサポートで相談者の不安や困り感を軽減できた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 外国籍市民等の相談の内容を鑑みて、今後、医療と教育に力を入れる必要があると強く感じている。関係機関や関係団体との連携をさらに強化し、情報を共有する必要がある。</p>																

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語で交流ができる地域に開かれた場を創出していく。 ○ 外国籍市民等のことを「遠い国の誰か」ではなく、「同じ地域に共に暮らす一員」として、誰もが安心して生活できるよう啓発していく。 ○ 「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションの円滑化を図る。 ○ 外国籍市民等の困り事に対し、適切かつ迅速に対応できるよう相談体制を充実させる。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営マネージャーを中心に市民スタッフと連携し、外国籍市民等のニーズに基づいた交流型日本語教室を実施し、よりイベント等を充実させる。 ○ 多文化共生PR動画を制作し、出前講座やSNS等を通じ配信していく。 ○ 「やさしい日本語」の周知・啓発を行うとともに、情報が行き届くよう「やさしい日本語」での情報発信を推進していく。 ○ 外国籍市民等の実状に合わせて、相談窓口や電話対応、出張相談のほか、LINEやFacebookなどSNSを活用した相談体制を充実させる。

個別の人権問題	4			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	2	1	介護予防・生きがいづくり支援事業	38
個別計画	第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画				
基本事業の概要	高齢者が、介護予防サポーターとして活動に参加することにより、自身の健康増進及び介護予防が図られるとともに、地域における住民主体の活動の担い手となることで、地域活動の活性化を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 介護予防活動推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業 高齢者等が地域のつどいの場や高齢者施設等において運動・音楽等のボランティア活動を行うことで、つどいの場や高齢者施設等における介護予防活動の支援を行なった。</p>			
	(人)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護予防登録者数	201	193	232
	活動人数(延)	1,433	2,336	2,995
事業の成果・評価・課題	<p>○ 高齢者外出促進事業 「ルールBook」と「おでかけシール」を用いて、高齢者が地域活動へ積極的に参加できるしくみを提供することにより、閉じこもりや孤立化を防ぐとともに、介護予防の推進を図った。R5年度応募数：4,278口</p> <p>○ ボールンピック大会の開催(地区予選会は、シニアクラブへの委託) (参加人数) 予選会：96チーム、666人 本大会：15チーム、220人</p>			
	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 高齢者等の各種サポーターが、地域のつどいの場や高齢者施設等において運動や音楽等の介護予防活動を行なった。</p> <p>○ 高齢者がサポーターとして活動に参加することで、自身の生きがいづくりや健康づくりにもつながった。</p> <p>○ コロナにより地域活動の停滞が見られていたが、シニアクラブとの連携強化により、地域での介護予防活動の推進が図られている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行されたことにより地域活動が増えているが、地域活動やボランティア活動が停滞したままの地域がある。 ● 新規サポーターの育成 			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 高齢者の疾病予防の保健事業とフレイル予防や生活機能を維持・改善する介護予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を図る。
計画	<p>○ つどいの場等を活用したポピュレーションアプローチ、個別の保健指導等を行うハイリスクアプローチ、軽運動普及やフレイル予防などの介護予防活動の促進を関係機関や団体と連携しながら引き続き取り組む。</p> <p>○ 引き続き、健康づくり及び介護予防活動を推進するボランティアの育成を行う。</p>

個別の人権問題	4			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	2	2	地域包括支援センター運営事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画				
基本事業の概要	高齢者やその家族に対して、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターを市内3か所に設置することで、医療や介護の専門職による相談対応・支援を行うことで早期の課題解決につなげ、高齢者が希望する生活を送ることができるよう支援を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 地域包括支援センター運営事業				
	2 地域包括ケア推進事業				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 令和3年度より市内3か所に設置した地域包括支援センターが、身近な相談窓口として相談を受け、早期の課題解決に向けた支援を行った。</p> <p style="text-align: right;">(件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規相談件数</td> <td>1,319</td> <td>929</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>新規後継続対応件数</td> <td>6,137</td> <td>6,963</td> <td>7,943</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	新規相談件数	1,319	929	776	新規後継続対応件数	6,137	6,963	7,943
		令和3年度	令和4年度	令和5年度												
新規相談件数	1,319	929	776													
新規後継続対応件数	6,137	6,963	7,943													
	<p>○ 医療や介護の専門職による相談対応・支援を行うことで、在宅医療・介護サービスなどの情報提供を通して、高齢者が希望する生活を送ることができるよう支援を行った。</p> <p>○ 地域ケア個別会議は、3圏域包括支援センターが月1回2事例を検討した。地域ケア会議助言者連携会議(年1回)地域ケア推進会議(年1回)を開催した。</p>															
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、地域包括支援センターに寄せられた相談に対して、介護、福祉、医療機関、権利擁護の支援を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた窓口機能を果たした。</p> <p>○ 地域包括支援センターの役割や支援内容について、地域でのつどいの場や出前講座、民生委員会での情報交換など、地域包括支援センターの周知を行い、顔の見える関係づくりに努めた。</p>															
	<p>【課題】</p> <p>● 自ら地域包括支援センターに相談する人は少なく、地域の支援者である民生委員・児童委員からの相談が多い現状から、必要な支援が届いていない市民がいることが予測される。地域包括支援センターの更なる周知が必要である。</p>															

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 地域や他機関との連携を強化し、地域包括支援センター機能の周知と相談体制の更なる充実を図り、高齢者の総合相談支援を実施していく。
計画	<p>○ 地域包括支援センターのほか、地域密着型介護サービス事業所の協力を得て、身近な相談窓口の増設など支援体制の強化を行う。</p> <p>○ 地域ケア会議の開催により地域課題の抽出を行うとともに関係機関との連携による社会資源の創出をめざし、高齢者の安心した在宅生活の継続につなげる。</p>

個別の人権問題	4			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	2	2	高齢者権利擁護推進事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画				
基本事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者に関する相談・支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援等による高齢者の権利擁護の取組を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 高齢者権利擁護推進事業				
	2 高齢者虐待対策事業				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、緊急性が高く分離・保護が必要な場合には緊急一時保護を行う。 ○ 身寄りがなく認知症等により判断能力が低下した高齢者に対し、市長申立による後見人を選定し、弁護士等専門職または養成研修等で育成された市民後見人により財産管理等を適切に行うことで、高齢者の権利を擁護する。 			
	(権利擁護関連相談)		(件)	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	成年後見制度	6	7	10
	虐待関連	5	4	6
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、地域包括支援センターへ寄せられた相談に対して、必要に応じて成年後見制度の紹介を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた支援を行った。 ○ 虐待案件に対し、課内で構成している虐待対応職員によるコアメンバー会議を開催し、緊急性の判断や支援方法を検討し対応した。令和5年度は2件対応し、当該高齢者を施設入所につなげた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者（特に身寄りのない、認知症等により判断能力が低下しているなどの理由がある）の増加に伴い、虐待関連や成年後見制度等に関する相談件数が増加している。今後もきめ細やかな対応を行うために、地域や他機関との更なる連携が必要である。 			
	<p>【2024(令和6)年度の事業計画】</p>			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のみの世帯や認知症等高齢者の増加に伴い、更なる高齢者虐待防止や早期発見に努める。また成年後見制度や虐待防止の周知を図りながら、関係機関と連携して高齢者の権利擁護体制の充実を図っていく。 			
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市高齢者虐待防止マニュアルに沿った会議等を実施し、虐待が発生した要因等を明らかにすることで、高齢者及び養護者等へ適切な支援を行い、虐待防止につなげる。 			

個別の人権問題	4			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	2	2	認知症総合支援事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画				
基本事業の概要	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症に関する理解を促進するとともに、認知症の早期発見・早期対応、進行状態に応じたサービスが提供できるような支援体制を構築する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 認知症見守り促進事業				
	2 認知症高齢者等支援事業				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 認知症について学ぶ機会として、小・中学生向けの認知症サポーター養成講座を実施した。特に中学生向けの講座については、VR機器を活用した体験会を開催した。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>サポーター養成(人)</td> <td>885</td> <td>1,212</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td>サポーター累計数(人)</td> <td>10,585</td> <td>11,797</td> <td>13,003</td> </tr> </tbody> </table> <p>(R5内訳) 小学生対象：実施回数 8 ジュニアサポーター養成数(人)：591 中学生対象：実施回数 3 VR体験会受講者数(人)：517 市民・民生委員等対象：実施回数 4 受講者数(人)：98</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施回数(回)	12	13	15	サポーター養成(人)	885	1,212	1,206	サポーター累計数(人)	10,585	11,797	13,003
		令和3年度	令和4年度	令和5年度													
	実施回数(回)	12	13	15													
サポーター養成(人)	885	1,212	1,206														
サポーター累計数(人)	10,585	11,797	13,003														
○ 認知症高齢者等行方不明SOSネットワーク事業において、高齢者が行方不明になった時に捜索の協力メール配信を行い、早期発見につなげた。																	
	(人)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前登録者数</td> <td>43</td> <td>49</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>捜索協力者数</td> <td>787</td> <td>814</td> <td>854</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	事前登録者数	43	49	40	捜索協力者数	787	814	854				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
事前登録者数	43	49	40														
捜索協力者数	787	814	854														
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																
	○ 認知症サポーター養成講座は、小・中学校それぞれコロナ禍前の集団方式で実施することができた。特に中学校でのVR体験会では、認知症の症状を体感することで、より理解を深める機会となった。																
	○ 認知症高齢者等行方不明SOSネットワーク事業の登録者が増加している。認知症に関する相談者への事業の普及・啓発につながった。																
	【課題】																
● 認知症への理解を促進するため、若い年代から認知症サポーター養成講座の継続的な実施が必要である。																	
● 市民が認知症の人が尊厳と希望をもって認知症と共に生きる「共生」と認知症になることを遅らせるという「予防」の考え方を理解することが必要である。																	

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 令和5年度に引き続き中学生向け認知症サポーター養成講座はVR体験会を実施し、より具体的に認知症への理解を深める。 ○ 認知症の人が尊厳と希望をもって安心して生活できるため、生活面における早期からの支援を行う。
計画	○ 中学生向け認知症サポーター養成講座内容にVR体験会を通じて、自分事としてより具体的に認知症の人の気持ちを理解する。 ○ 認知症高齢者が行方不明になった際、早期に発見できるよう、衣服や持ち物に二次元バーコードを貼り付け、家族などが位置情報を確認できる「保護情報共有サービス」を導入する。

個別の人権問題	5			人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	3	1	障がい者相談支援事業	39
個別計画	第4期古賀市障がい者基本計画				
基本事業の概要	障がい者の不安や悩みを解消し、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 障がい者相談支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 来所や電話などで障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行った。 障がい者やその家族が相談員となり助言等を行う、「ピアカウンセリング」を実施した。 <p>相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者生活支援センター「咲」</td> <td>1,081</td> <td>1,518</td> <td>1,408</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター「みどり」</td> <td>1,849</td> <td>981</td> <td>1,107</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	障がい者生活支援センター「咲」	1,081	1,518	1,408	地域活動支援センター「みどり」	1,849	981	1,107	ピアカウンセリング	12	7	13
		令和3年度	令和4年度	令和5年度													
障がい者生活支援センター「咲」	1,081	1,518	1,408														
地域活動支援センター「みどり」	1,849	981	1,107														
ピアカウンセリング	12	7	13														
<p>○ 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会を定期的に開催して情報や課題を共有し、解決策を検討した。 <p>(回)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>障がい福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市内外の障がい福祉サービス事業者での就労部会</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会事務局会議</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	障がい福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議	5	市内外の障がい福祉サービス事業者での就労部会	20	2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	6											
障がい福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議	5																
市内外の障がい福祉サービス事業者での就労部会	20																
2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	6																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「咲」や「みどり」に相談窓口を設け面談や電話等を通じて、障がい者及びその家族の心配事や質問に対し、助言や情報提供等の支援を行った。 2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会において、情報交換や、研修会の開催等を行い、多分野・多職種の連携を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援者のスキルアップを図るため、社会情勢や参加者のニーズをふまえた内容を検討し、実施していく必要がある。 																

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者やその家族に対し相談支援を行い、障がい者が安心して生活が送れるよう事業を継続する。
計画	○ 2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会の中の各専門部会において、相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と情報を共有し、支援する側のスキルアップを行い、障がい者の不安や悩みの解消に努める。

個別の人権問題	5			人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	3	2	障がい者就労促進事業	39
個別計画	第4期古賀市障がい者基本計画				
基本事業の概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者雇用の促進へつなげる。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 障がい者就労促進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 職場体験の機会の提供 職場体験の場を確保し、障がいのある人に職業選択の機会を提供するとともに、障がいについて雇用者の理解を深めることができた。</p> <p style="text-align: center;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数(延)</td> <td>88</td> <td>89</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施件数(延)	88	89	43
		令和3年度	令和4年度	令和5年度					
実施件数(延)	88	89	43						
<p>○ 就労支援セミナー ・「模擬合同面接会」を実施(参加者 8人) ・「支援者向けセミナー」を実施(参加者28人) 研修テーマ:「福祉での発達障がい支援」</p>									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 障がいのある人に、就職に向けた研修・体験の機会を提供することができた。</p> <p>○ 就労に向けたより良い支援ができるよう、障がい福祉サービス事業所職員等のスキルアップの機会を提供することができた。</p>								
	<p>【課題】</p> <p>● 新たな職場体験の場を確保できるよう関係機関と連携するとともに、今後も参加者のニーズに合致した事業を検討・実施する必要がある。</p> <p>● 障がい者の雇用促進のため、企業側のニーズも把握し、それに合致した事業を検討・実施していく必要がある。</p>								

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、事業を継続する。
計画	○ 就労部会において、今後も、障がい者や企業のニーズを捉えた取組を検討・実施し、障がい者の社会参加や就労意欲の向上、就労定着を図る。

個別の人権問題	12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	4	1	相談支援包括化事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画				
基本事業の概要	全世代・全対象者に対し、複雑化・多様化した課題を解決するにあたり、相談者のニーズに応じた適切な支援を受けることが出来るように、包括的な支援体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 相談支援包括化事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 令和3年度より新たな相談支援の一役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中学校区ごとに3名配置し、地域課題の把握や解決に向けた関係機関との連携を図った。（委託先：古賀市社会福祉協議会）</p>																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携した相談・支援体制のもと、相談者の課題解決に向けて寄り添った支援を行った。</p> <p style="text-align: right;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ相談件数</th> <th>古賀中学校区</th> <th>古賀北中学校</th> <th>古賀東中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>25</td> <td>39</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>112</td> <td>73</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>55</td> <td>96</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題】</p> <p>● この3年間の相談件数は地域差が出てきている。しかし、古賀市の人口から考えるとかなり少数の人数しか対応できていないのは明らかである。CSWの周知・啓発と併せて、訪問による相談対応など積極的に行う必要がある。</p>	延べ相談件数	古賀中学校区	古賀北中学校	古賀東中学校	令和3年度	25	39	10	令和4年度	112	73	49	令和5年度	55	96	16
延べ相談件数	古賀中学校区	古賀北中学校	古賀東中学校														
令和3年度	25	39	10														
令和4年度	112	73	49														
令和5年度	55	96	16														

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<p>○ 全世帯・全対象者に対し、子育て、障がい、介護など分野別だった支援体制の枠を超えて、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）など専門職を中心とした包括的な連携のもと、相談支援を行い、問題を悪化させず早期の課題解決に導く。</p>
計画	<p>○ CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動を見直し、支援が必要な人の発掘・早期解決に努める。</p> <p>○ 全世代・全対象者を包括的に受け止め、介護・障がい・子育て・生活困窮等の相談機関と連携した相談支援を行う体制を構築する。</p>

個別の人権問題	12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	4	1	自殺対策推進事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画				
基本事業の概要	悩みを抱える人が安心して生活できるよう、こころのサインを見逃さず、気付いた人が気軽に悩みを相談できる関係性を構築し、自殺を選択することを防ぐ。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 自殺対策推進事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 自殺予防対策として、自殺の複合的な要因のひとつであるストレスやうつに関する知識の向上及び理解促進を図るため、計画的にゲートキーパー研修を実施した（令和5年度は新規採用職員向けを実施）</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民向け研修会参加者数</td> <td>中止</td> <td>58</td> <td>実施なし</td> </tr> <tr> <td>市職員向け研修会参加者数</td> <td>中止</td> <td>432</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	市民向け研修会参加者数	中止	58	実施なし	市職員向け研修会参加者数	中止	432	13
		令和3年度	令和4年度	令和5年度												
市民向け研修会参加者数	中止	58	実施なし													
市職員向け研修会参加者数	中止	432	13													
	<p>○ 自殺予防の観点から、自殺の要因となるさまざまな悩みを抱える人を適切な窓口につなぐため、市や県などの相談先をまとめた相談窓口一覧を庁内外の相談窓口へ配布した。</p> <p>○ 自殺予防週間（9月）月間（3月）において、広報での特集ページ掲載やパネルの展示、横断幕の設置等を行い、自殺予防に関する啓発を図った。</p>															
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 新採職員に対し、ゲートキーパー（命の門番）研修を通じて悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなぐ役割であることを啓発した。悩みを抱える人に寄り添うことで、自死を選択することの予防になる可能性を伝え、理解を深める機会となった。</p> <p>○ 相談窓口一覧表を配布したことで、相談窓口の普及・啓発を図ることができた。</p>															
	<p>【課題】</p> <p>● 自死を選択する人の数が幅広い世代で増加している。こころの悩みを抱えている人に寄り添うことで自死を選択する人が減少するための取組が必要である。</p>															

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<p>○ 自殺者ゼロをめざし、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の減少と「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」の増加を図る。</p> <p>○ 研修会を通して、庁内全体が「自殺予防の視点・意識」を持てるように取り組む。</p>
計画	<p>○ 「第2期古賀市いのち支える自殺対策計画」を第3期地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画に包含して策定したことを受け、関係機関と連携しながら自殺対策の推進、市民に対するゲートキーパー研修を通じた自殺予防に関する意識の向上を図る。</p>

個別の人権問題	12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	2	4	2	包括的自立支援事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画				
基本事業の概要	ひきこもりや8050問題など複雑化・多様化する課題に対し、世代や分野を超えた関係機関が連携して支援を行うことで、悩みを抱える人の減少をめざす。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 生活困窮者自立支援事業				
	2 住居確保困窮離職者就労支援事業				
	3 包括的自立支援事業				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的困窮状態（お金、仕事など）に陥った人の相談を受け、助言・支援等を実施した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規相談件数（件）</td> <td>424</td> <td>250</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>計画的支援者数（人）</td> <td>70</td> <td>73</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもり等により支援を受けることが出来ず、問題を抱えたまま経済的困窮状態から脱却できずに重症化している、あるいは就労に結びついていない人の支援を行った。 ○ 離職により住居を失った又はその恐れが高い人に対し、就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、有期で住居確保給付金を支給した。 ○ 住居を失った又は住居を失うおそれがある人に対し、一時的な居住確保の支援を行った。 		令和3年度	令和4年度	令和5年度	新規相談件数（件）	424	250	220	計画的支援者数（人）	70	73	127
		令和3年度	令和4年度	令和5年度									
新規相談件数（件）	424	250	220										
計画的支援者数（人）	70	73	127										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援を必要としている人に対し、適切な支援を行うことができた。 ○ コロナ禍の影響により、生活困窮状態が継続している人・世帯に対する家計相談は増加したため、特に寄り添った支援を実施した。 ○ 令和5年度から一時生活支援事業を実施し、1件の居住支援を行った。（宿泊先の確保、日用品等の購入、相談支援等） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な人が本事業につながるよう周知・関係機関との連携を図る必要がある。 ● 家計の見直しを行うケースが多く、家計改善支援員の需要が増加している。相談支援員の確保が必要である。 												

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き事業を実施するとともに、支援が必要な人が本事業につながるよう関係機関との連携を強化する。 ○ ひきこもり等により支援を受けることが出来ず、問題を抱えたまま経済的困窮状態から脱却できずに重症化している、あるいは就労に結びついていない人の支援に取り組む。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、相談員の人的配置を確保し、引き続き相談者へのきめ細やかな伴走的支援を行う。

個別の人権問題	12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	3	1	2	職業紹介事業	43
個別計画					
基本事業の概要	無料職業紹介所による就職相談業務や企業訪問により、市民の求職と企業の求人のマッチングを促進し、市民の就業機会の確保を図ります。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 職業紹介事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 開設時間 : 平日(土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く) 午前9時15分から午後5時まで</p> <p>業務内容 : 求職者へのキャリアカウンセリング (履歴書の書き方、面接の心得などを指導) 求職者と求人企業とのマッチング 求人企業の発掘</p>			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	就職決定者数(延数)	290	253	249
	新規求職者数	433	381	449
	就職決定者数(%)	67.0	66.4	55.5
	※就職決定率=就職決定者数(延数)÷新規求職者数			
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業への就労を通して多くの市民の生活安定を図り、一人ひとりが豊かに暮らせる社会を実現することに寄与できた。 ○ 相談者に対し丁寧に対応することで信頼関係を築き、相談者に寄り添った求人の紹介ができた。 ○ 福岡県中高年就職支援センターと連携し、職務経歴書の作成等の求職者の要望に合わせた対応ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者については、企業側の需要に限られることから、特に一人ひとりにあった職業紹介ができるよう、求職者のニーズに十分に配慮したマッチングを図る必要がある。 			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 就職決定者数等のみに着目するのではなく、求職者一人ひとりの生活に合った職業紹介ができることを目標とする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求職者、求人者双方からの聞き取り、相談対応を丁寧に行う。 ○ 求職者へのキャリアカウンセリングは、本人の状況を見極め、必要に応じ、基本的な生活アドバイスも行う。 ○ 求職者、求人者双方に対する効果的な周知方法を検討する。 ○ パソコン技能習得支援事業補助金の継続。

個別の人権問題	2			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	3	2	2	農業者経営安定支援事業	46
個別計画					
基本事業の概要	女性農業者を対象に研修会等を実施し、経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、女性の人権を大切にすることで経営主体の一員であるという意識の向上を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 農業担い手支援事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性農業者協議会会議開催：5回 視察研修会や市民向けイベント等の企画検討及び、次年度以降の協議会運営方法について協議した。 ○ 研修会の開催：令和5年10月13日(金) 参加8名 JA粕屋北部プラザにおいて、認定農業者協議会と合同により肥料の適正利用の講習会を開催し(講師：北筑前普及指導センター)、家畜糞や有機質肥料の特徴や有効利用の方法について学んだ。 ○ 視察研修の開催 令和5年10月19日(木) 参加者18名 Fukuoka Effect(九州最大級の園芸店)及び、JA糸島「伊都菜彩」を視察、福岡普及センター管内の若手女性農業者グループ「ワンダフルライフ」との意見交換会を開催した。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会では、次年度以降の運営の方向を見据えてメンバーの固定化・高齢化の課題解決に向けて活発な協議を行うことができた。 ○ 研修会は、認定農業者協議会との合同開催で行い、農業関連の他団体と新たなつながりを広げることができた。 ○ 視察研修は、他市の女性農業者との交流の場になるとともに、意見交換では女性農業者の活動推進に向けて新しいアイデアや視点を得ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者は子育てや経営安定化の途上であることなどにより多忙であるため、参加しやすい環境づくりや参加方法などを検討が必要。 役員の会議(充て職など含む)への参加への負担が大きく、役員職を受けてくれる方がいない現状がある。

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 令和6年度は役員職を置かずに活動を継続する。イベント等における出店・販売は行わず、視察・研修を中心に活動していく。
計画	○ 会員向け視察・研修会の開催

個別の人権問題	3.4.5			人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	4	3	1	交通安全対策推進事業	52
個別計画					
基本事業の概要	市民や道路利用者に対して、安心して安全な道路を提供する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 交通安全施設管理事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 交通安全施設管理事業																
	・ 市道全域において危険箇所を抽出し交通安全施設の設置工事を実施した。 (設置箇所数)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール等防護柵</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>区画線</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	ガードレール等防護柵	10	6	9	カーブミラー	16	23	11	区画線	27	36	49
		令和3年度	令和4年度	令和5年度													
ガードレール等防護柵	10	6	9														
カーブミラー	16	23	11														
区画線	27	36	49														
・ 歩道等のバリアフリー化(点字ブロック等の設置含む) (m)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施延長</td> <td>1,200</td> <td>770</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施延長	1,200	770	750								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
実施延長	1,200	770	750														
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																
	○ 交通安全施設の設置及び改修を行い、交通事故の抑制を図ったことにより、あらゆる人々が安心して通行できる道路を整備した。																
	○ 職員によるカーブミラー等の点検を行い交通安全施設等の破損による事故を防ぐことができた。																
	【課題】																
	● 既設の交通安全施設を定期的に点検し、劣化等による事故を予防していく必要がある。																

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 安全で安心な道路を整備していくため、今後も継続して事業を実施していく。
計画	○ 交通安全施設の設置及び改修を継続して行う。

個別の人権問題	1.12			人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	4	4	6	環境教育推進事業	53
個別計画	古賀市人権施策基本指針				
基本事業の概要	市民等を対象に、初代し尿処理施設撤去に至った経緯を踏まえ、し尿処理施設で働く人や施設周辺地域に対する差別や偏見を無くすとともに、施設の重要性や必要性について理解認識を高めるため、啓発・研修事業を行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 し尿処理施設啓発事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ K O G A環境ひろばにおけるパネル等の展示 (人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	来場人数	-	1,111	1,270	
	○ 食の祭典におけるパネル等の展示(施設啓発) (人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	来場人数	中止	294	116	
	○ ししぶ交流センター等におけるパネル展示 (処理工程、設置経緯、排育等)				
	○ 市内小・中学校新任・転任管理職を対象とした研修 (人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	参加人数	中止	11	6	
	○ 古賀市新規採用職員施設研修 (人)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	参加人数	21	19	20	
	○ 海津木苑関係職員の施設に関わる課題解決に向けた研修 (人)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
参加人数	2	2	2		
○ 古賀市内外団体等を対象とした施設研修 (人)					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
参加人数	88	25	175	※令和5年度新規 ・区長会での施設研修・見学 ・隣保館地域交流促進事業 よかよか広場での施設研修・見学	
○ 市内8小学校4年生を対象としたし尿処理学習(参加人数)					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
市内8小学校	376	610	601	※令和5年度は市内6小学校が実施 花鶴小・青柳小が施設見学	
○ 古賀市まちづくり出前講座の実施					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
開催数	0	1	0		
参加人数	0	24	0		

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内6小学校4年生のオンライン見学を実施し、12月の新施設供用開始に伴い、2校の施設見学の受け入れを行い、実際に施設の中に入り匂いがしないことなど、し尿処理の実態や自身で事実を確認することの大切さを伝えることができた。 ○ 団体の施設研修については、関係課と事前打ち合わせを行い、施設の設置経緯を中心に研修を実施することで、効果的に施設の啓発を実施することができた。 ○ 市内小中学校新任・転任管理職を対象とした研修を実施し、施設の設置経緯の理解を深めてもらうことができた。 ○ 「KOGA環境ひろば」及び「食の祭典」において、海津木苑のブースから排泄の大切さ・し尿処理施設の大切さを効果的に発信することができた。 ○ いのち輝くまち☆こがが2023の分科会において、し尿処理施設「撤去・受入」課題及び「排育」について発信することができた。 ○ 地元関係者と協議を重ねて、研修室に古賀市海津木苑施設建設の経緯パネルを作成し設置することができた。 ○ 市内小学校4年生の施設見学において、関係課・4年生担任の先生方と協議をおこない保護者の方の見学も併せて受け入れ、施設の啓発を実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新施設では、福津市との広域処理を行うことから、福津市職員・学校関係職員及び児童等への効果的な施設研修・見学を行っていく必要がある。
【2024(令和6)年度の事業計画】	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理施設啓発事業として「し尿処理施設の撤去・受入に関わる課題解決へ向けた啓発」を実施していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ KOGA環境ひろば・食の祭典をはじめ公共施設における施設啓発パネル展示等（処理工程・設置経過・排育等） ○ 海津木苑出前講座の実施 ○ 学校関係職員の施設研修の実施 ○ 古賀市新規採用職員施設研修の実施 ○ 市内外小学校4年生のし尿処理学習への支援・協力の実施 ○ 施設啓発定規及び施設啓発冊子の配布 ○ 市広報紙「ヒューマンライツ」に海津木苑施設啓発を掲載 ○ 古賀市内外団体等を対象とした施設研修の実施

個別の人権問題	1～12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想 ^{ページ}
	5	1	2	広報事業	58
個別計画					
基本事業の概要	すべての市民と古賀市の情報を必要とする人に対し、市の広報媒体や報道機関を通じて情報を発信することで、必要な人が必要な情報を正確かつ速やかに得られるようにすることで知る権利を保障する。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 広報事業				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ さまざまな人権にスポットをあてた記事を「ヒューマンライツ」と題して毎月掲載した。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行月</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>コロナ疾病者への差別</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>人権擁護委員をご存知ですか？</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>性の多様性（プライド月間）</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>部落差別（同和問題啓発強調月間）</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>悩みをだれかに相談できていますか</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>大丈夫、気付いているよ！あなたのこと（不登校・子どもの悩み）</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>女性の健康と人権～知ってほしい、「女性の更年期」～</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>文化と人権</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>NO！ヘイトスピーチ</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>ひとりで抱えていませんか？～暮らしに関するさまざまな困りごと～</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>わたしたちの「あたりまえ」を支える（新・海津木苑始動）</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>知ってほしい。女性の一生に関わる「生理」のこと。</td> </tr> </tbody> </table>	発行月	テーマ	4月	コロナ疾病者への差別	5月	人権擁護委員をご存知ですか？	6月	性の多様性（プライド月間）	7月	部落差別（同和問題啓発強調月間）	8月	悩みをだれかに相談できていますか	9月	大丈夫、気付いているよ！あなたのこと（不登校・子どもの悩み）	10月	女性の健康と人権～知ってほしい、「女性の更年期」～	11月	文化と人権	12月	NO！ヘイトスピーチ	1月	ひとりで抱えていませんか？～暮らしに関するさまざまな困りごと～	2月	わたしたちの「あたりまえ」を支える（新・海津木苑始動）	3月	知ってほしい。女性の一生に関わる「生理」のこと。
	発行月	テーマ																									
	4月	コロナ疾病者への差別																									
	5月	人権擁護委員をご存知ですか？																									
	6月	性の多様性（プライド月間）																									
	7月	部落差別（同和問題啓発強調月間）																									
	8月	悩みをだれかに相談できていますか																									
	9月	大丈夫、気付いているよ！あなたのこと（不登校・子どもの悩み）																									
	10月	女性の健康と人権～知ってほしい、「女性の更年期」～																									
	11月	文化と人権																									
	12月	NO！ヘイトスピーチ																									
	1月	ひとりで抱えていませんか？～暮らしに関するさまざまな困りごと～																									
2月	わたしたちの「あたりまえ」を支える（新・海津木苑始動）																										
3月	知ってほしい。女性の一生に関わる「生理」のこと。																										
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																										
	○ 「広報こが」では、毎月「ヒューマンライツ」シリーズとしてさまざまな人権問題の啓発記事を掲載した。読者アンケートでヒューマンライツの感想の投稿もあり、市民の人権意識向上につながっている。																										
	○ SNSで人権に関する情報を適時発信し、広く周知を行った。																										
	【課題】																										
	● 「ヒューマンライツ」シリーズの掲載内容について、啓発効果が今後も継続するように人権センターを中心に部局間の連携を深める。																										

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 幅広い分野の人権問題を「ヒューマンライツ」で計画的に掲載する。
計画	○ 人権センター及び各担当課と連携を取りながら、広報こがにおいてヒューマンライツを含む人権啓発記事を毎月を目標に掲載する。

個別の人権問題	12			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	5	1	2	公聴事業	58
個別計画					
基本事業の概要	市民からの市政に関することをはじめ、日常生活上の相談・苦情・要望等を受付、市民が抱える諸問題の解決を図る。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 公聴事業				
	2				
	3				
	4				
主な事業内容	○ なんでもきくコーナー相談(窓口対面、電話) (件)				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	相談件数	61	121	147	
	○ 市民からの相談(ご意見箱・メール・手紙) (件)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
相談件数	158	131	144		
○ 無料法律相談(紹介状交付件数・古賀市隣保館での交付件数を含む) (件)					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
相談件数	171	210	234		
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】				
	○ 庁舎内に「なんでもきくコーナー」を設け、市民からのさまざまな相談に応じ、心の負担の軽減や問題等の解決につなげることができた。				
	○ 市長あてのメールや手紙に対しては、関係する所管につなぎ市長確認後、個別に回答することで、市への要望や問題等の解決につなげることができた。				
○ 無料法律相談の紹介状を交付することで市民の利便性向上を図ることができた。					
以上のようなサービス提供により市民が抱える問題の解消の一助となった。					
【課題】					
● 要因が複合する複雑な相談も多く、関係課が横断的に連携し対応する必要がある。					
【2024(令和6)年度の事業計画】					
方向性	○ なんでもきくコーナーに、再任用職員2人と会計年度任用職員1人を配置し、豊富な経験と知識を生かし、今後も関係課と連携しながら多岐にわたる市民からの相談に対応していく。				
計画	○ 本事業は、人権施策基本指針に基づくさまざまな人権問題等の解決につながることから、継続実施していく。				

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6			人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	5	1	3	住民情報管理事務	58
個別計画					
基本事業の概要	住民基本台帳事務、印鑑登録事務、戸籍事務、諸証明関係事務を適正に行う。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 戸籍・住基等管理事務				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 事前に登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、及び事前登録の有無にかかわらず不正取得の事実が明らかになった場合に、本人へ通知する制度(本人通知制度)を継続実施した。			
	(人)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
登録者数	241	256	265	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 本人通知制度があることにより、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止につながっている。			
	【課題】 ● 本人通知の必要な方が速やかに事前登録を行い、制度が利用できるよう、手続き方法の周知と制度の運用を継続して行う必要がある。			

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	○ 本人通知制度を継続して実施する。
計画	○ 本人通知制度をより多くの市民に知ってもらうため、広報紙及び公式ホームページへの掲載、出前講座の実施等を行う。

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12			人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業名	基本構想ページ
	5	1	3	人材育成事務	58
個別計画	古賀市人材育成基本方針				
基本事業の概要	組織に求められる職員の採用、「求められる職員」を育成する人事評価制度の運用、職員の業務に必要な知識の確保やスキルを向上させる研修機会の確保など、求められる職員像を実現させるための機会や仕組みを確保します。				
基本事業を構成する細事業(事務事業)	1 職員研修事務				
	2				
	3				
	4				

【2023(令和5)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職員の人権意識の高揚を図るため、各種研修を実施した。															
	・ 人権問題研修（任期付、再任用、会計年度任用職員含む） (人)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>423</td> <td>432</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>464</td> <td>481</td> <td>459</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	前期参加者数	423	432	446	後期参加者数	464	481	459			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度												
	前期参加者数	423	432	446												
	後期参加者数	464	481	459												
	・ 人権問題研修（新規採用職員・前年度未受講者） (人)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	参加者数	17	21	20							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度												
	参加者数	17	21	20												
・ 人権問題派遣研修 (人)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	参加者数	22	29	34								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
参加者数	22	29	34													
・ 市町村職員研修所新規採用職員研修 (人)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	前期参加者数	10	8	6	後期参加者数	10	8	6				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
前期参加者数	10	8	6													
後期参加者数	10	8	6													
・ 市町村職員研修所第1部研修 (人)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員研修</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>新任係長研修</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>新任課長研修</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	一般職員研修	7	10	15	新任係長研修	6	7	8	新任課長研修	3	3	2
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
一般職員研修	7	10	15													
新任係長研修	6	7	8													
新任課長研修	3	3	2													
・ 認知症サポーター研修・ゲートキーパー研修 (人)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	参加者数	17	13	12								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
参加者数	17	13	12													

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 前期人権問題研修は「自分自身の人権を考える」をテーマとして講演を実施し、自身が人権の主体であることを認識するとともに人権問題を自分事として捉えるよう意識付けを行った。また、カスタマーハラスメントに関する職員アンケートを行った。後期では、「身近な生活を通して差別意識を考えましょう」を共通テーマに、各職場ごとに討議等形式による研修を実施したことで、職員の人権意識向上が図れた。後期の研修は、各課で取り扱う人権問題と研修内容を決めて行った。</p> <p>【課題】</p> <p>● 職員の人権意識の高揚とあわせ、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たせるよう、職員人権研修企画推進委員会において効果的な研修に向けた企画内容の検討・点検を行い、さらなる職員の資質の向上を図る必要がある。</p>
-------------	---

【2024(令和6)年度の事業計画】

方向性	<p>○ 職員は、指針の基本理念を踏まえつつ、更に人権感覚を養い、人権尊重の視点をもって仕事に取り組む姿勢が求められていることや、「市民意識調査」により示された課題に対して、解決に向けた取組を行ううえで職員研修が重要であることを踏まえ、職員人権問題研修事業にあっては、職員人権研修企画推進委員会において研修の体系や業務の視点から研修計画を点検し、推進していく。</p>
計画	<p>○ 職員人権研修企画推進委員会において、職員の人権意識の高揚に結びつくよう研修計画を立てていく。</p>

8. 第5次古賀市総合計画基本構想に基づく政策体系図

基本 目標	政 策	施 策	基 本 事 業
			1 すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち
			1 子育て支援の充実
			1 みんなで見守る子育て支援の推進
			1 妊娠・出産・乳幼児期支援事業
			2 乳幼児親子交流・支援事業
			3 子ども発達支援事業
			4 児童権利擁護事業
			2 子育ての経済的負担の軽減
			2 ひとり親家庭等支援事業
			4 修学支援事業
			3 幼児教育・保育サービスの充実
			1 幼児教育・保育提供事業
			2 学校教育の充実
			1 未来を切り拓く教育の充実
			1 学力・体力向上推進事業
			2 学校・地域連携推進事業
			3 特別支援教育推進事業
			4 学習支援体制充実事業
			5 学校運営事業
			3 つながりを深める学ぶ機会の充実
			1 青少年が健やかに育つ環境の充実
			1 青少年健全育成対策事業
			2 青少年育成活動推進事業
			3 児童館管理運営事業
			4 学童保育所管理運営事業
			5 スタンドアローン支援事業
			6 学び合いを支える社会教育活動の活性化
			1 生涯学習推進事業
			4 人権と多様性の尊重
			1 すべての人種の尊重
			1 人権意識向上事業
			2 人権擁護事業
			3 人権関連施設管理事業
			2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重
			1 性の多様性尊重事業

基本 目標	政 策	基本事業
	施 策	
4 人権と多様性の尊重		
3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の進出		
1 男女共同参画推進事業		
2 DV対策事業		
4 自分らしく暮らせる多文化共生の推進		
1 多文化共生推進事業		
2 すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち		
2 介護予防と高齢者福祉の推進		
1 みんなで支え合う介護予防の推進		
2 介護予防・生きがいづくり支援事業		
2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実		
1 地域包括支援センター運営事業		
2 高齢者権利擁護推進事業		
3 認知症総合支援事業		
3 障がい者福祉の推進		
1 地域で安心して生活するための支援の充実		
2 障がい者相談支援事業		
2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進		
1 障がい者就労促進事業		
4 地域福祉の推進と包括的支援の充実		
1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進		
1 相談支援包括化事業		
2 自殺対策推進事業		
2 自立支援の推進と包括的支援の充実		
3 包括的自立支援事業		
3 産業が暮らしを支え地域をつなぎすべての人が豊かさにとぎわいを感じられるまち		
1 商工業・観光の活性化		
2 企業立地の促進と新たな雇用の創出		
2 職業紹介事業		
2 農林業の振興		
2 持続可能な農業経営の推進		
1 農業者経営安定支援事業		
4 都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心して暮らせるまち		
3 命と暮らしを守る対策の推進		
1 暮らしの安全の確保		
2 交通安全対策推進事業		
4 環境の保全と継承		
6 「環」をつなぐ環境教育の推進		
1 環境教育推進事業		

基本 目 標	政	施	基 本 事 業
	策	策	
5	すべての人がつながり考え創るみんなが主役のまち		
	1	基本構想の推進	
		2	積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進
			1 広報事業
			2 公聴事業
		3	市民から信頼される持続可能な行財政運営
			20 住民情報管理事務
			24 人材育成事務

発行 古賀市 市民部 人権センター

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL 092(942)1128

FAX 092(942)1286

E-mail jinken@city.koga.

fukuoka.jp